

II. 主要事業の概要

1 住みよいいばらきづくり

(1) 医療・保健・福祉が充実した安心できる社会づくり

①安心して医療を受けられる体制の整備

●茨城県保健医療計画（平成 25～29 年度）の推進（厚生総務課）

5 疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）・5 事業（救急医療、災害医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療に係る医療体制を確立するとともに、医師・看護師等の医療従事者の確保や医療の安全の確保など、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。

また、県総合計画の部門別計画として、基本計画第 1 章の「住みよい いばらきづくり」や生活大県プロジェクトの推進を図る。

○安心して医療を受けられる体制の整備

5 疾病・5 事業及び在宅医療に係る医療体制の確立を図るとともに、地域医療連携の推進や医師・看護師をはじめとする保健医療従事者の確保、医療教育などを推進する。

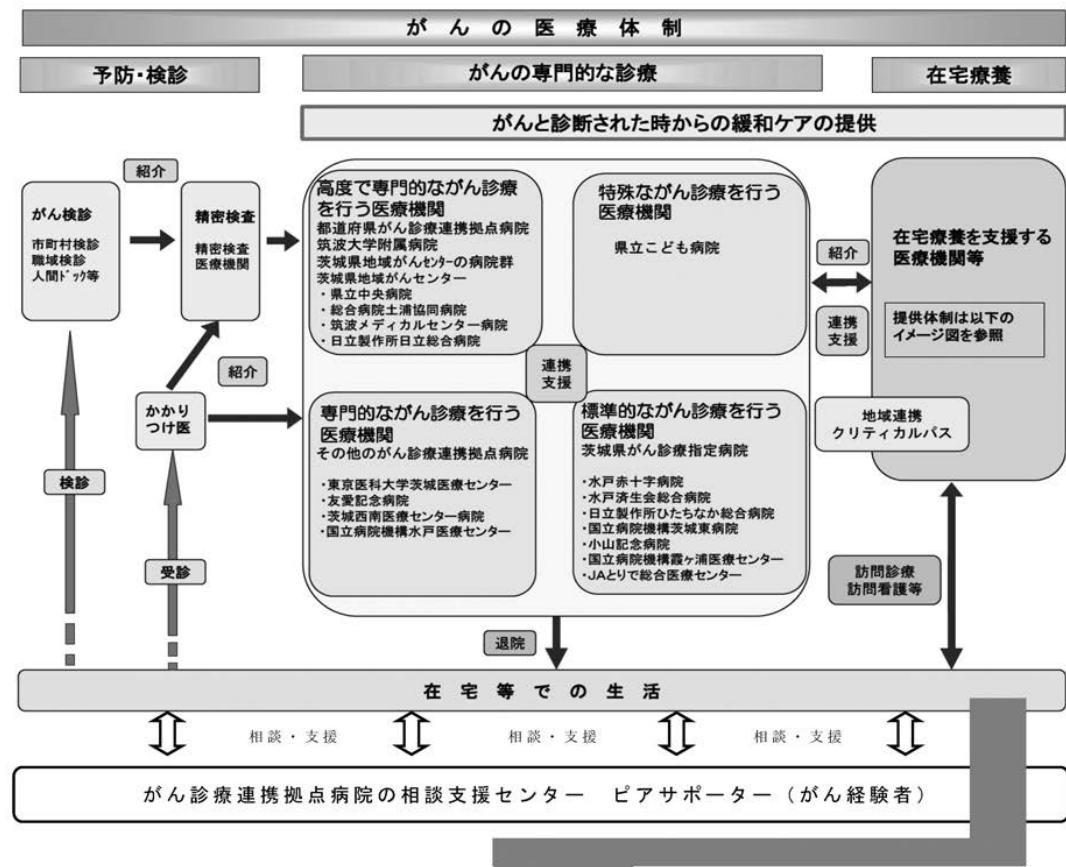
○誰もが安心して暮らせる保健サービスの充実

予防医学の知識の普及と健康づくりの推進を図り、母子保健、学校保健、歯科口腔保健を推進するとともに、高齢者保健福祉対策や精神保健対策、障害者支援等を推進する。

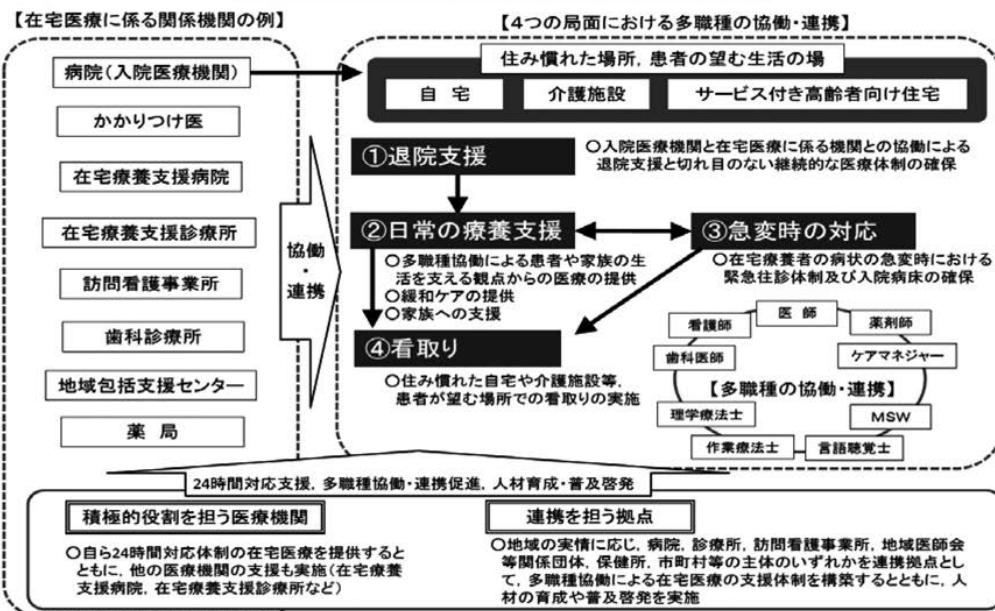
○健康で安全な生活を支える取組の推進

健康危機管理をはじめ、感染症対策、食の安全と安心の確保対策、生活衛生対策等を推進する。

■がんの医療連携図



在宅医療の提供体制(イメージ)



●保健医療従事者の確保対策 (厚生総務課, 医療対策課, 病院局)

(1) 医師の確保対策

県内の医療機関での勤務や研修を希望する医師が増えるよう、地域医療支援センターを活用し、高校生・医学生・研修医・医師それぞれの段階に応じた医師確保対策を総合的に実施する。

特に、地域医療支援センターにおいて、若手医師に対するキャリア形成支援、高度な医療が学べる環境づくりや若手医師の派遣調整に取り組む。

また、地域医療再生計画に基づき、国の交付金を活用して、医師確保をはじめとする地域の医療提供体制の充実を図る。

○医師確保総合対策事業（基金活用事業を含む）

区分	内容
推進体制の整備及び情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療支援センターの運営及び各種事業の実施 ・機関誌「いばらきの地域医療」の発行 ・総合相談窓口の設置・求人情報等の情報発信
医学部進学に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・医師修学資金貸与事業 ・地域医療医師修学資金貸与事業（医科大学への地域枠） ・高校生セミナー
初期臨床研修医の受入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・救急ライセンス研修助成事業 ・茨城県医師臨床研修連絡協議会事業の実施
後期研修医の受入促進等	<ul style="list-style-type: none"> ・後期研修費補助金 ・若手医師受入促進事業
若手医師育成拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・総合診療を学ぶ特訓ゼミ ・指導医団国内外派遣 ・シミュレーション教育の推進
地域医療の定着及び医師不足 地域の医師確保	<ul style="list-style-type: none"> ・若手医師のキャリア形成支援 ・地域医療連携推進事業
医科大学との連携による医師確保	<ul style="list-style-type: none"> ・筑波大学と県立中央病院の連携による医師の教育・研修・確保 ・筑波大学と県立こども病院の連携による小児科医師の教育・研修・確保 ・東京医科歯科大学及び土浦協同病院と連携した小児・周産期医師の教育・養成・確保 ・東京医科大学及び茨城医療センターと連携した医師の教育・養成・確保 ・日本医科大学と連携した医師の教育・養成・確保 ・自治医科大学と連携した医師の教育・養成・確保
女性医師の就業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・働きやすい職場環境づくり事業 ・医師就業サポート事業 ・医師保育支援事業

(2) 看護職員の確保

看護職員を安定的に確保するため、養成促進、定着促進、再就業促進、資質向上を柱とする総合的な対策を推進する。

養成促進	<ul style="list-style-type: none"> ・県立医療大学、県立看護専門学校の運営 ・民間看護師等養成所への運営費助成 ・看護師等修学資金の貸し付け ・専任教員養成事業
定着促進・ 再就業促進	<ul style="list-style-type: none"> ・病院内保育所の運営費助成 ・看護職員確保対策事業 ・看護職員定着促進事業 ・地域看護職員再就業支援事業
資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員プラッショアップ研修の実施 ・訪問看護支援事業 ・看護力アップ事業

(3) 医療大学運営事業

医療技術の進展に対応できる高度医療専門職の養成及びリハビリテーション医療の研究の深化等を図るために、大学運営を行う。また、平成22年4月から大学院博士後期課程を開講し、多職種の協働による利用者・患者中心の保健医療を実践するほか、

平成 26 年 4 月からは助産学専攻科を開講し、地域や社会の中で母子保健・周産期医療の発展に貢献できる資質の高い助産師を養成する。

学 部	大 学 院	専 攻 科
保健医療学部 (入学定員 170 名)	保健医療科学研究科(博士前期課程) (入学定員 15 名)	助産学専攻科 (入学定員 10 名)
看護学科 50 名	看護学専攻 6 名	
理学療法学科 40 名	理学療法学・作業療法学専攻 6 名	
作業療法学科 40 名	放射線技術科学専攻 3 名	
放射線技術科 学科 40 名	保健医療科学研究科(博士後期課程) (入学定員 5 名)	
	保健医療科学専攻 5 名	

●救急医療体制の充実（医療対策課、病院局）

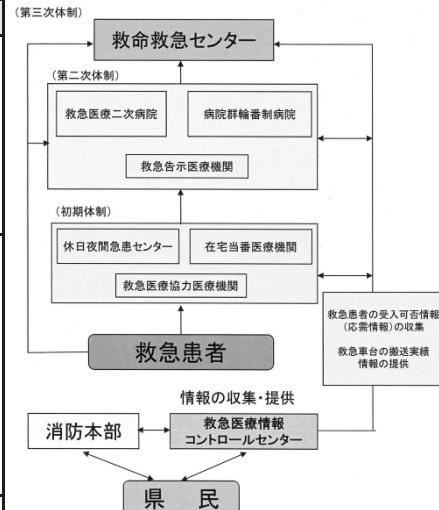
県民の救急医療を確保するため、救急医療体制の充実、強化を図る。

<具体的な取組>

- 救命救急センターから離れた地域の三次救急医療を確保するため、二次保健医療圏毎に地域救命センター等の整備を図る。
- 軽症患者を受け入れる休日夜間急患センター等の初期救急医療体制の充実を図る。
- 県央・県北地域の増大する救急医療ニーズに対応するため、県立中央病院の救急機能の充実を図る。

[救急医療体制の概要] 平成 26 年 4 月 1 日現在

体 制	機 能	現 況
第三 次	重篤救急患者に 対し 24 時間体制で診療を行 う。	救命救急センター 6 施設 水戸医療センター 筑波メディカルセンター病院 土浦協同病院 茨城西南医療センター病院 水戸済生会総合病院 日製日立総合病院 地域救命センター 1 施設 なめがた地域総合病院
第二 次	手術・入院を要 する重症救急患 者の診療を行 う。	救急医療二次病院 16 施設 水戸地域 病院群輪番制病院 51 施設 10 地域 土浦・阿見地域 筑西地域 常総地域 茨城西南地域 つくば地域 鹿行南部地域 石岡地域 稲敷地域 錦田地域 日立地域 救急告示医療機関 94 施設 病院 92 診療所 2
初 期	比較的軽症な救 急患者の診療を行 う。	休日夜間急患センター等 11 施設 (20 市町村) 在宅当番医 28 市町村 (16 市町村) 救急医療協力医療機関 211 施設 病院 43 診療所 168
救急医療 情 報	医療機関から救 急医療情報を収 集し、県民、医 療機関及び消防 本部へ情報の提 供を行う。	救急医療情報システム (インターネット接続型 情報システム、全県対象) センター 1 施設 消防本部 25 施設



●周産期医療体制の整備（医療対策課）

母体・胎児や新生児の安全確保を図るために、集中治療室などを備えた総合周産期母子医療センターを中心とする周産期医療体制の充実を図る。

- 総合及び地域周産期母子医療センターの運営支援
- 周産期搬送コーディネーターの配置
- 周産期関連施設・設備整備の促進
- 産科医療の確保

●小児救急医療体制の整備（医療対策課、病院局）

休日や夜間の小児救急患者に対応するため、地域の実情に応じた救急医療体制の整備、保護者の不安解消のための啓発などを行う。

(1) 小児救急医療輪番制の運営

休日や夜間の小児救急患者に対応するため、地域内の病院が輪番で小児救急医療を確保する。

(2) 小児救急医療拠点病院の運営

休日や夜間の小児救急患者に対応するため、複数の地域を対象に、拠点病院が小児救急医療を確保する。

(3) 小児救命救急センターの運営

24 時間体制で、全ての重篤な小児救急患者への超急性期医療の提供等を行う。

(4) 小児救急医療電話相談の実施

子どもの急病に関する保護者からの電話相談に看護師等が対応し、子育て不安の軽減・解消を図る。

(5) 小児救急医療研修の実施

地域の内科医等を対象に、小児の初期救急医療に関する研修を実施する。

●がん対策の推進（保健予防課、病院局）

茨城県総合がん対策推進計画（第三次計画）に基づき、がんの予防から、検診、がん医療提供体制、患者の生活支援に至るまでの総合的ながん対策を推進する。

(1) がん予防対策の推進

県ホームページやマスメディア等を活用し、がんに関する正しい知識の普及啓発を推進とともに、がん予防推進員を養成し、がん予防や検診に係る普及啓発活動の効果的な推進を図る。

子どもの頃からがんに関する正しい知識の普及を図るため、教育現場と連携し、がんの教育を推進する。

(2) がん検診の推進

がんの早期発見・早期治療により、がんによる死亡率を減少させるため、がん検診の実施主体である市町村や企業等と連携したがん検診の普及施策を展開し、がん検診受診率の向上を図る。

(3) がん医療提供体制の整備

がん医療連携体制を構築し、地域におけるがん診療連携の円滑な実施と質の高いがん医療の提供を図るとともに、都道府県がん診療連携拠点病院の県立中央病院と筑波大学附属病院が連携し、手術療法、放射線療法、化学療法等の専門医等の育成や、県内医療機関への配置を推進する。

さらに、「いばらきブロードバンドネットワークで結ぶテレビ会議システム」を活用し、がん診療連携拠点病院等での症例検討会の開催や診療支援を行うことにより、放射線治療に携わる医師等の人材育成を図る。

(4) 緩和ケアの推進

がん医療に携わる医療従事者への研修やがん診療連携拠点病院の緩和ケアチームなどの機能強化等により、がんと診断された時から、患者とその家族が緩和ケアを受けられるよう提供体制の整備を図る。

さらに、施設における緩和ケアを推進するために、緩和ケア病棟の整備を促進する。

(5) 相談支援体制の充実

がん診療連携拠点病院等における相談支援センターの機能強化を図るとともに、がん体験者による相談や患者サロンの設置を促進し、がん患者・家族の不安の軽減に努める。

(6) がん登録の推進

院内がん登録及び地域がん登録を推進するとともに、がん登録実務者の育成を図る。

(7) 都道府県がん診療連携拠点病院の機能強化

県立中央病院において、手術支援ロボット「ダ・ヴィンチ」での手術、高度変調放射線治療(IMRT)、経皮的冷凍手術など、先進的な治療を推進し、都道府県がん診療連携拠点病院機能の強化を図る。

●ドクターへリの導入（医療対策課）

- ・国立病院機構水戸医療センターと水戸済生会総合病院を基地病院にドクターへリを運航する。
- ・千葉県ドクターへリの共同利用及び栃木県、群馬県、福島県とのドクターへリの広域利用を推進する。
- ・ドクターへリの円滑な運用を図るため、受入体制の確保及び消防機関との連携を強化する。

●被災した医療機関の復旧・復興（医療対策課）

- ・被災した医療機関の復旧・復興に対する支援を行い、医療提供体制の整備を図る。

●医療安全対策の推進（厚生総務課）

医療に関する患者の苦情や相談等に適切に対応し、医療の安全と信頼を高めるため、医療安全相談センターの充実を図るとともに医療機関における医療事故防止対策の取組を促進する。

- ・医療安全相談業務の実施
- ・医療情報の提供
- ・医療安全研修会の開催
- ・医療機関に対するヒヤリ・ハット及び医療事故情報の提供
- ・安全管理体制確保の監視・指導

●医薬品等の安全対策の充実（薬務課）

(1) 医薬品等の安全対策

医薬品等の有効性、安全性及び品質を確保するため、関係施設等に対する監視・指導の充実を図るとともに効果的・効率的な試験検査の実施に努める。

- ・薬局、医薬品販売業及び医薬品製造業等に対する監視指導
- ・登録販売者試験の実施
- ・医薬品や健康食品等の検査の実施

(2) 医薬品等の適正使用の推進

医療機関等に医薬品に関する適切な情報提供を行うとともに、県民に医薬品の正しい知識を提供することにより、医薬品等の適正使用を推進する。

- ・県民や医療関係者からの医薬品等に関する相談窓口の設置
- ・薬剤師の在宅医療など、地域における医療連携体制への積極的な参画の支援
- ・後発医薬品の使用促進に向けての啓発等の実施
- ・健康情報の拠点としての薬局によるセルフメディケーション（専門家の適切なアドバイスの下、身体の軽微な不調や症状を自ら手当てすること）の支援

●血液対策の推進（薬務課）

県内の医療に必要な輸血用血液は県民の献血により確保する「血液自給」体制を確立するため、次に掲げる対策を実施する。

- ・献血者の一層の確保
 - ①広報媒体による普及啓発
 - ②若年層への献血協力呼びかけの強化
 - ③400ml 献血・成分献血の推進
- ・市町村献血推進事業への支援
- ・血液製剤の適正使用の推進

●造血幹細胞移植及び臓器移植の普及啓発（薬務課）

- 造血幹細胞移植及び臓器移植を推進するとともに、広く県民に普及啓発を行う。
- ・骨髓バンク登録促進等のための普及啓発活動の実施
 - ・献血併行型登録会の開催
 - ・茨城県臓器移植コーディネーターの設置
 - ・医療機関における院内臓器移植コーディネーター設置の支援

●大好きいばらき新エンゼルプラン21（平成17～26年度）の推進（子ども家庭課）

結婚・出産・子育てに夢や希望の持てる社会の実現を目指して、「大好きいばらき新エンゼルプラン21」（平成22年度から後期計画）に基づき、家庭、学校、職場、地域及び行政が一体となって総合的に少子化対策を推進する。

(1) 少子化対策推進県民運動推進事業

- ・少子化対策推進県民会議の開催
- ・「大好きいばらき新エンゼルプラン21」に関する出前講座の開催

(2) 結婚・子育てわくわくキャンペーン事業

- ・若者に対し、結婚や子育ての喜びや楽しさを伝えるためのリーフレットを配布する。
- ・子育て家庭を対象としたフォーラムなどを通して、結婚・子育てに関するポジティブなイメージを積極的に発信するキャンペーンを実施する。
- ・親子のきずなの啓発を図るため、毎月第3日曜日を「家庭の日」とし、その普及に努める。

●結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目ない支援（子ども家庭課）

危機的な少子化問題に対応するため、結婚、妊娠・出産、子育ての一貫した「切れ目のない支援」を行うことを目的に、地域の実情に応じたニーズに対応する地域独自の取り組みを行う。

○地域少子化対策強化事業

- ・いばらき出会い系サポートセンター相談体制の強化：電話相談の拡充
- ・マリッジサポートの活動強化：育成講習会・広域交流会等の開催、結婚相談会の実施
- ・妊娠等支援体制整備事業、ハイリスク妊娠支援体制整備事業、すこやか妊娠サポート一育成事業
- ・子育てリーダー養成事業、子育て支援団体リーディング事業
- ・結婚・子育てポジティブキャンペーン

●結婚支援の推進（子ども家庭課）

いばらき出会い系サポートセンターを中心として、地域における出会いの相談・仲介などを行うマリッジサポートや市町村、関係団体と連携しながら、結婚を希望する男女の出会いの場づくりを推進する。

○いばらき出会い系サポートセンター推進事業

いばらき出会い系サポートセンターにおいて、会員制のパートナー探しのサポートやふれあいパーティーの開催など全県的な結婚推進活動を展開する。

●母子保健の充実（子ども家庭課）

安心して子どもを生み育てることのできる環境をつくるため、不妊治療への支援や妊婦健康診査の推進、乳幼児の療育支援等を図る。

(1) 不妊治療費助成事業

不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な治療費がかかる不妊治療費の一部を助成する。

(2) 妊娠・出産サポート体制整備事業（地域少子化対策強化事業：再掲）

妊娠中からの相談体制の強化を図るとともに、要支援妊婦の早期発見・早期支援体制を構築するため、医療と保健・福祉の連携会議、スキルアップ研修を実施し、妊娠

- 期からの支援体制の強化を図る。
- (3) 総合母子保健・福祉相談指導事業
市町村の乳幼児健診において発見されたハイリスク児に対して、専門スタッフによる医学的診断、日常生活面の療育指導を行うほか、児童虐待防止のための親支援グループミーティング等を実施する。
- (4) 長期療養児療育支援事業
長期療養児について、適切な療育を確保するため、その疾患の状態及び療育の状況を隨時把握するとともに、その状況に応じた適切な療育指導等を実施する。
- (5) 乳幼児視聴覚療育支援事業
弱視や斜視、難聴の子どもを早期に発見し、適切な療育指導を行うことで、視覚障害や聴覚障害を未然に防ぎ、健やかな子どもの育成を図る。
- (6) 小児慢性特定疾患治療研究事業
小児慢性特定疾患に罹患している児童に対して、医療費の給付を行う。

●子育て支援と保育サービス等の充実（子ども家庭課）

地域での子育て支援の充実を図るため、地域子育て支援拠点事業の取組促進、待機児童解消に向けた保育所及び認定こども園の整備や多様で質の高い保育サービスの提供、放課後等における子どもたちの居場所づくり等を促進する。また、平成27年度から開始する予定の子ども・子育て支援制度の施行に向け、事業の実施主体である市町村へ支援を行うとともに、「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定する。

- (1) 地域における子育て支援の充実
- ① 地域子育て支援拠点事業
地域の子育て家庭に対する育児支援のため、親子の交流や育児不安等についての相談、子育てサークル等への支援等を行う子育て支援拠点づくりを進める。
 - ② いばらき子育て家庭優待制度推進事業
社会全体で子育て家庭を応援する機運を醸成するため、協賛店舗等による料金割引等の優待サービスを実施する。
 - ③ 児童福祉施設子育て支援体制緊急整備事業
児童福祉施設において保育士等を増員することにより、子育て支援体制の強化を図る。
- (2) 保育サービスの充実
- ① いばらき幼保一元化促進事業
親の就労の有無に関わらず全ての子どもに対し質の高い幼児教育・保育を平等に提供できる体制を構築するため、幼稚園や保育所の認定こども園の移行を促進する。
 - ② 安心こども支援事業
子どもを安心して育てることができるよう、保育所や認定こども園等の整備を推進するとともに保育士の人材確保対策事業を推進し、保育サービスや地域の子育て支援の充実を図る。
 - ③ 特別保育事業
特定保育や休日・夜間保育、病児・病後児保育等特別保育を推進するため、事業主体である市町村に対し、事業費の補助を行う。
 - ④ すこやか保育応援事業
保育所等に2人以上入所している2人目の3歳未満児に保育料の一部を助成し、子どもを生み育てやすい環境づくりを進める。
- (3) 放課後子どもプランの推進
- ① 放課後児童クラブ推進事業
市町村が実施する放課後児童クラブの運営費に対し補助を行う。
 - ② 放課後子ども教室推進事業
市町村が実施する放課後子ども教室の運営費に対し補助を行う。
 - ③ 放課後児童クラブ整備事業

市町村が実施する放課後児童クラブの整備、改修等に対し補助を行う。

●ひとり親家庭等の支援（子ども家庭課）

ひとり親家庭等が、自立した生活を送れるよう、子育てと生活との両立支援、就業支援及び養育費の確保等を図る。

○母子家庭等ライフアップ対策事業

母子家庭等に対する就労の確保に係る給付金の支給や養育費相談員の配置等により、母子家庭等の子育て、就労支援を図り、母子家庭等の自立促進を図る。

●児童虐待対策等の推進（子ども家庭課）

子どもたちが健全に成育できる環境をつくるため、児童虐待対策については、乳児家庭全戸訪問活動等による虐待の未然防止や要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携強化等による早期発見・早期対応等に努めるとともに、家庭での養育が困難な子どもに対する社会的養護体制の充実を図る。

(1) 児童虐待対策推進事業

児童虐待対策に関わる関係機関等との連携強化により、児童虐待の早期発見・適切な対応に努める。

(2) 民間児童福祉施設整備

児童福祉施設の入所児童について、既存の施設において家庭的な養育ができるよう、施設小規模ケア化の推進及び社会的養護体制の地域バランスを図るため、計画的な整備を実施する。

●仕事と子育ての両立支援（子ども家庭課）

仕事と子育ての両立を図るため、ワーク・ライフ・バランスの機運醸成や男性の家事・育児参加等を進めるとともに、子育て支援に積極的に取り組む企業の登録や表彰等を通して、企業における自主的な子育て支援の取組を促進する。

○子育て応援企業普及事業

企業における子育て支援の取組を促進するため、子育てに積極的に取り組む企業の登録や表彰、中小企業が事業所内に託児施設を設置する場合の費用助成等を実施する。

●仕事と生活の調和の推進（労働政策課）

労働者が仕事と生活を両立することができ、いきいきと働くことができるワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けて、住民の理解や合意形成の促進を図るとともに中小企業経営者等の取組の促進、企業の取組への支援を行う。

(1) 住民の理解や合意形成促進

- ・「いばらきワーク・ライフ・バランス推進協議会」の開催
- ・ワーク・ライフ・バランス推進のためのシンポジウムの開催、講師として研修会等へのアドバイザーの派遣

(2) 中小企業経営者等の取組促進

- ・「仕事と生活の調和推進計画」の策定支援
- ・アドバイザーによる中小企業への普及・啓発
- ・いばらきワーク・ライフ・バランス俱楽部の運営
事業所の取組や先進事例等の紹介、事業者・勤労者・県民等との情報交換等を気軽に行える場として、フェイスブックに専用ホームページを開設・運営

(3) 企業の取組みに対する支援、促進

　　仕事と生活の調和支援奨励金

支給要件	育児・介護休業法が努力義務としている範囲の短時間勤務制度等を就業規則等に規定し、かつ、3ヶ月以上（介護の場合は93日以上）利用した従業員がいた場合。 <育児> 3歳以上小学校就学前までの子を養育するための短時間勤務制度等（育児休業の場合は1歳以上）。 <介護>要介護状態にある家族の介護のための短時間勤務制度等。
支給対象	中小企業事業主
支給金額	1人目：30万円、2人目：10万円（1企業2人まで）

③高齢者が安心
して暮らせる
社会づくり

●総合的な高齢社会対策の推進（長寿福祉課）

誰もが、住み慣れた地域で安心し、健康で生きがいを持って豊かな生活が送れるよう、総合的な視点に立って高齢社会対策を推進する。

- ・県高齢化対策推進本部のもと、健康長寿社会の実現等に向けた諸施策の展開

●いばらき高齢者プラン21の推進（長寿福祉課）

平成24年3月に策定した、平成24年度から平成26年度までを計画期間とする「第5期いばらき高齢者プラン21」（茨城県高齢者福祉計画・茨城県介護保険事業支援計画）に基づき、総合的な高齢者福祉施策を推進する。

<第5期いばらき高齢者プラン21の施策の柱>

- ・健康づくり・生きがいづくりの推進
- ・利用者本位の介護サービスの充実
- ・認知症への対応と高齢者の尊厳の保持
- ・地域包括ケア体制の推進

●第二期茨城県医療費適正化計画（平成25～29年度）の推進（厚生総務課）

平成29年度を目標年度とする第二期茨城県医療費適正化計画に基づき、高齢者を中心とした医療費の適正化を図る。

- ・住民の健康の保持の推進
- ・医療の効率的な提供の推進

●介護予防と健康・生きがいづくりの推進（長寿福祉課）

高齢者ができる限り要介護状態にならないための介護予防対策等を推進する。

さらに、高齢者が積極的に社会参加しながらいつまでも健康で生きがいを持って生活できるよう、健康・生きがいづくり対策を推進する。

(1) 介護予防・生活支援対策の推進

○地域支援事業の推進

高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう市町村が実施する地域支援事業に対して支援を行う。

介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ●二次予防事業 二次予防事業の対象者把握事業、通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業、二次予防事業評価事業 ●一次予防事業 介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一次予防事業評価事業
包括的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防ケアマネジメント業務、○総合相談支援業務、○権利擁護業務、○包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
市町村の判断で実施する事業	<ul style="list-style-type: none"> ●配食・見守り等 ●予防給付のうち市町村が定める事業 ●要支援者（予防給付対象外）へのケアマネジメント
任意事業	<ul style="list-style-type: none"> ○介護給付等適正化事業 ○家族介護支援事業 家族介護支援事業、認知症高齢者見守り事業、家族介護継続支援事業 ○その他の事業 成年後見制度利用支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業、地域自立生活支援事業

●を一体的に実施する事業が、介護予防・日常生活支援総合事業のこと

○介護予防総合支援事業の展開

高齢者が健康で活動的な生活を送ることができ、できる限り要介護状態に陥らないよう介護予防事業の実施主体である市町村を総合的に支援し、介護予防を実効性のあるものとしていく。

- ①パンフレットの配布やシルバーリハビリ体操普及講習会等の開催
- ②地域包括支援センター職員や介護予防事業担当者等に対する研修
- ③介護予防推進委員会の設置・運営

○高齢者優待カード制度の創設

65歳以上の高齢者を対象に料金割引等の特典が受けられる高齢者優待カードを交付することにより、高齢者の外出を促し、自身の健康増進や高齢者を地域・企業・行政が一体となり支え合う社会の実現を目指す。

(2) 健康・生きがいづくりの推進

- 老人クラブが行う地域活動・健康づくり活動への支援
- 茨城わくわくセンターの健康・生きがいづくり事業への支援
- 高齢者はつらつ百人委員会活動への支援
高齢者が主体となって、生きがいと健康づくりを県民運動として展開
設置地域：県内5地域
活動内容：はつらつプランの策定、はつらつ創造事業の実施
- 元気シニア地域貢献事業の実施
シニアボランティアの相談窓口及び人材バンクの運営

●介護保険制度の円滑な推進（長寿福祉課）

介護保険制度がより円滑に推進されるよう、保険者（市町村）の安定的かつ適正な事業運営の確保のための支援の充実を図る。また、第5期いばらき高齢者プラン21に基づき、介護サービス体制の整備促進に努めるとともに、介護サービスの質の向上を図るため、介護支援専門員等に対する各種研修の充実・強化、介護サービス事業所に対する指導及び相談・苦情処理体制の充実を図る。

(1) 保険者（市町村）への支援

- ・介護給付費の負担及び介護保険財政安定化基金の設置
- ・低所得者利用者負担対策（社会福祉法人による利用者負担軽減制度等）

- ・要介護認定支援事業（認定審査会委員研修、認定調査員研修等）
- (2) 介護サービス体制の整備促進
 - ・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の整備、訪問看護事業の支援
- (3) 介護サービスの質の向上
 - ・介護サービス情報の公表
 - ・介護支援専門員養成研修事業
 - ・高齢者権利擁護対策推進事業（介護保険施設等管理者研修、高齢者権利擁護推進員研修等）
 - ・認知症介護研修事業
 - ・介護保険施設等の指導・監査
- (4) 相談・苦情処理体制の確保
 - ・苦情処理体制整備事業
 - ・介護保険審査会の運営など
- (5) 福祉・介護職員待遇の改善
 - ・介護職員待遇改善加算制度の活用

●福祉・介護人材の養成確保対策（福祉指導課）

福祉・介護サービスを支える人材の確保を図るために中核として県福祉人材センターを運営する。

また、他業種から福祉・介護職への参入促進を図るとともに、新規雇用者の資質の向上及び継続的な雇用に結びつけること等を目的とする研修・雇用一体型事業として「福祉・介護職員確保特別対策事業」を実施する。

さらに、「福祉・介護人材緊急確保対策事業」として、県福祉人材センターに配置した専門員によるマッチングの強化、各種研修・職場体験などによる多様な人材の確保と定着を図る。

事 業 名	内 容
福祉人材センター運営事業	無料職業紹介事業の実施や就職相談会、職場説明会の開催など、就業の援助等を行う。
福祉・介護職員確保特別対策事業	県社会福祉協議会への委託を通じ、社会福祉施設等に対し、福祉人材状況調査等を行うために新規雇用する職員の入件費を助成する。 施設は、新規雇用者が介護職の無資格者である場合、介護職員初任者研修の受講機会を確保し、継続して勤務できるよう支援する。
福祉・介護人材緊急確保対策事業	介護福祉養成施設等において、介護福祉士等の潜在的有資格者や他分野からの離職者等に対する研修や職場体験等を実施する。 また、施設・事業所において、職員に対する適切なキャリアパス・スキルアップを促進するための研修等を実施する。 さらに、介護職についての理解促進やイメージアップを図るための小中学生を対象とした福祉の魅力発見ツアー・福祉キャラバン隊を実施するほか、経営の意識改革を図るための経営者向けセミナー等を実施する。

●認知症高齢者対策の推進（長寿福祉課）

認知症高齢者が、住み慣れた地域で尊厳を保ちながら穏やかに暮らすことができるよう、早期発見・早期治療の推進や認知症の人とその家族を地域で支え合う環境づくりを推進する。

- ・認知症サポート医の養成、かかりつけ医に対する認知症診断の研修の実施
- ・認知症を知る月間（9月）の設定等による広報、啓発活動の推進
- ・介護家族と介護経験者との交流の場（認知症の人と家族のつどい）の設置
- ・認知症地域支援体制構築等の推進
- ・認知症疾患医療センターの指定

<p>④障害者への生活支援の充実</p>	<p>●地方バス路線への支援（企画課）【再掲 P. 47 参照】</p> <p>●生活交通の支援（企画課）【再掲 P. 47 参照】</p> <p>●「新しいばらき障害者プラン」の推進（障害福祉課） 平成 24 年度から平成 29 年度を計画期間とする「新しいばらき障害者プラン」（茨城県障害者計画・茨城県障害福祉計画）に基づき、総合的な障害福祉施策を推進する。 •ひとりひとりが尊重される社会 •質の高い保健・医療・福祉の充実 •快適に暮らせる社会</p> <p>●茨城福祉医療センターの運営支援（障害福祉課） 県立こども福祉医療センターの機能を承継する施設として整備された愛正会記念茨城福祉医療センターの運営に対して県が支援や関与を行うことにより、施設機能の充実・強化を推進する。 <平成 26 年度事業> • 茨城福祉医療センターの運営支援 【茨城福祉医療センターの概要】 (1) 施設種別：障害児入所施設 (旧肢体不自由児施設及び旧重症心身障害児施設の一体的施設) (2) 事業主体：社会福祉法人愛正会 (3) 所在地：水戸市元吉田町 1,872-1 (4) 入所定員：肢体不自由児 35 名、重症心身障害児者 100 名 (5) 主な機能 ① 県内唯一の肢体不自由児施設としての機能の堅持 ② 機能訓練士の増員等による機能訓練の充実 ③ 内科等の新たな診療科目の設置 ④ 在宅障害児への地域支援、発達障害児への医療的支援などを実施 ⑤ 防災対策として、避難用スロープの設置、非常用電源の設置、法人所有給水車の活用及び耐震性受水槽、井戸の設置 など</p> <p>●地域リハビリテーションの推進（厚生総務課）【再掲 P. 20 参照】</p> <p>⑤安心できる保健・福祉サービスの提供</p> <p>●感染症対策（保健予防課） (1) 結核対策の充実 結核のまん延を防止するため、患者の医療費を公費負担するほか茨城県結核予防計画に基づき次のことに取り組む。 • 患者を確実に治療するための DOTS（直接服薬確認療法）の推進 • 患者接触者に対する健康診断の徹底 • 県民の定期健康診断受診の徹底 • 院内（施設内）感染防止に係る指導の強化 • BCG 接種の推進 (2) 予防接種の推進 定期予防接種の接種率の向上を図るため、市町村や医師会と連携し、未接種者対策に取り組む。 • 予防接種に係る啓発の強化と接種体制の充実 (3) 肝炎対策の推進 B型・C型肝炎ウイルスの感染者は、肝硬変や肝がんに進行する可能性があるため、「茨城県肝炎対策指針」に基づき、次のことに取り組む。 • 肝炎治療に対する医療費の助成（インターフェロン治療・核酸アナログ製剤治療）</p>
-----------------------------	---

- ・保健所における肝炎ウイルス検査の受診勧奨
 - ・感染者への保健指導の充実
 - ・診療体制の整備充実
 - ・治療水準の向上
 - ・肝炎に係る知識の普及啓発の強化
- (4) エイズ・性感染症対策の充実
- エイズ・性感染症についての正しい知識の普及啓発を行い、感染の予防と感染者・患者に対する差別や偏見の払拭を図り、さらに早期発見を図るための各種対策を推進する。
- ・エイズ・性感染症についての正しい知識の普及・啓発
 - ・保健所における HIV, クラミジア, 梅毒の検査・相談体制の整備
 - ・診療体制の整備充実
- (5) 新型インフルエンザ等対策の充実
- 新型インフルエンザ等の脅威から県民の生命及び健康を保護するとともに、県民生活等の安定を確保するため、発生に備えて次のことを行う。
- ・新型インフルエンザ等対応マニュアルの見直し
 - ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・保管（薬務課）
 - ・国や市町村、医師会等関係機関・団体との連携強化
 - ・パンデミックに備えた患者受け入れ病床の確保
 - ・患者の早期発見のためのサーベイランスの実施
 - ・県民・事業者等への正しい知識の普及・啓発
- (6) 感染症のまん延防止対策の強化
- 腸管出血性大腸菌感染症（O157 等）のまん延や、インフルエンザ、感染性胃腸炎等の集団発生を防止するため、次のことに取り組む。
- ・患者発生時の速やかな消毒等による感染拡大防止
 - ・患者接触者に対する調査
 - ・患者への確実な治療指導
 - ・県民に対する患者発生情報の提供と感染予防に係る知識の普及啓発

●難病対策（保健予防課）

原因が不明で治療方法が確立されていない、いわゆる難病については、治療が長期にわたることから、患者及びその家族の身体的、精神的並びに経済的な負担の軽減を図るために、次の対策を推進する。

なお、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成 27 年 1 月 1 日に施行されるのに伴い、以下事業のうち(1), (2), (3), (4)については内容の拡充や変更が行われる予定。

(1) 特定疾患治療研究事業

一般特定疾患患者（56 疾患）について医療費の公費負担を行う。ただし、重症患者を除き所得に応じた段階別の自己負担あり。

(2) 難病患者地域支援対策推進事業

保健所における専門医による医療相談会の開催、訪問相談・指導等を実施する。

(3) 難病特別対策推進事業

重症難病患者の入院施設の確保及び在宅で療養している患者及び家族に対して支援する。

(4) 茨城県難病相談・支援センター事業

- ・難病患者や介護者等の相談に対しての適切な指導・支援
- ・医療機関や訪問看護ステーションの情報提供
- ・医療従事者等を対象とする研修会の開催

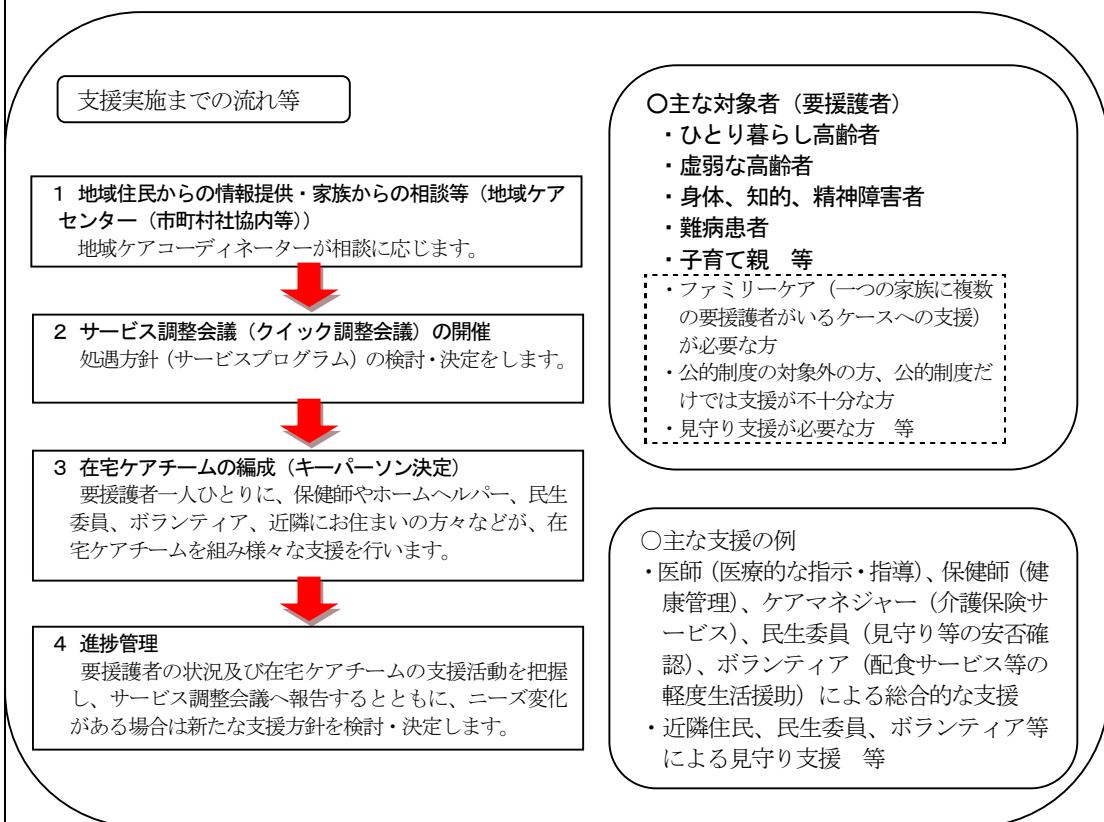
(5) 難病団体連絡協議会運営費補助事業

茨城県難病団体連絡協議会に対して運営費の補助を行う。

●地域ケアシステムの推進（厚生総務課）

高齢者や障害者等が家庭や地域で安心して生活できるようにするため、介護保険制度等との連携・調整を図りながら保健・医療・福祉の関係者などが在宅ケアチームを組んで、総合的なサービスを提供できるシステムの構築を進める。

地域ケアシステム



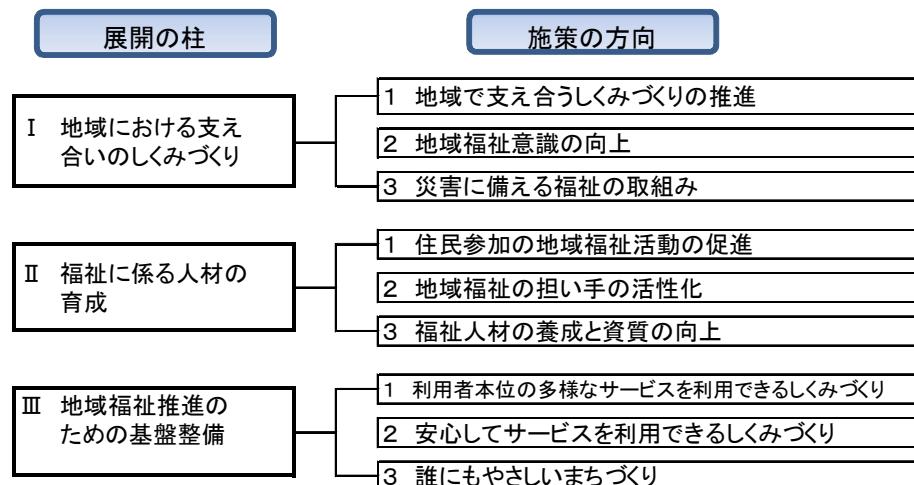
●茨城県地域福祉支援計画の推進（福祉指導課）

平成 26 年 3 月に策定した第 3 期計画（計画期間：平成 26 年度～30 年度）を推進とともに、市町村地域福祉計画策定を支援する。

第 3 期計画には、東日本大震災の経験等を踏まえ、「地域における支え合い」を軸として、地域福祉の果たす役割の重要性や、多様な主体が連携して地域全体で要援護者を支え合う体制の充実・強化について反映させている。

【全体目標】

「誰もが地域の一員として、ともに支え合い助け合い、安心して暮らせる地域社会づくり」



●地域リハビリテーションの推進（厚生総務課）

地域リハ・ステーション等が中心となり、地元の病院や訪問看護ステーション、教育機関等関係機関との連携を促進し、県民の円滑な転院や在宅復帰、居宅への訪問リハビリなどを支援するネットワークづくりを推進することで、小児から高齢者まで、誰もが身近な地域で適切なリハビリテーションを受けられるよう、地域リハビリテーション支援の一層の充実を図る。

(1) 地域リハビリ普及促進事業

広域支援センター、地域リハ・ステーション等の指定機関による関係機関との連携促進、研修、指導、助言を実施する。

(2) 小児リハビリ支援体制推進事業

- ・小児リハビリ推進支援センター、小児リハ・ステーションによる関係機関との連携促進、研修、指導、助言の実施
- ・小児リハビリ連携ツールの普及促進等

●在宅医療・介護連携の推進（厚生総務課）

病気を持ちつつも可能な限り、住み慣れた場所で自分らしく過ごしたいと願った時に、叶えられる社会的システムが必要である。そのため、医療と介護の連携体制を構築する必要があり、国の恒久的な制度設計を見据えながら基盤整備を行う。

○在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療・介護を提供する体制の構築を図るために、限りある地域資源を最大限に活用し、地域の特性に応じた在宅医療・介護の方向性を見出す。

(1) 在宅医療・介護連携拠点事業

市町村、医師会等職能団体等が実施するモデル事業への補助

(2) 在宅チーム医療を担う人材育成及び県民等に対する普及・啓発事業

多職種協働による在宅医療・介護を担う人材育成及び県民等に対する在宅医療・介護の必要性と重要性の理解を図る普及・啓発

●医療福祉制度の推進（厚生総務課国民健康保険室）

医療保険各法の規定による一部負担金を公費助成することによって受療を容易にし、健康の保持と生活の安定を図ることを目的に医療福祉制度を実施する市町村に対して、助成措置を講じこれを推進する。

(1) 実施主体 市町村（1/2 を県費補助）

(2) 対象者 次に掲げる者で所得が一定額未満の者

区分	対象
妊産婦	妊娠届出日の属する月の初日から出産月の翌月末日まで
小児	外来・入院とも 0 歳～小学校 3 年生 → H26.10～ 外来：0 歳～小学校 6 年生 入院：0 歳～中学校 3 年生
ひとり親家庭	18 歳未満の児童を監護する母子（父子）家庭の母（父）とその児童等
重度心身障害者	身体障害者手帳 1・2 級、3 級内部障害者等

(3) 給付内容 医療保険各法に定める一部負担金（但し、下表に定める自己負担額を除く）

<自己負担額>

入院	医療機関ごとに 1 日 300 円、月 3,000 円限度 (重度心身障害者は入院自己負担金なし)
外来	医療機関ごとに 1 日 600 円、月 2 回限度 (重度心身障害者は外来自己負担金なし)
入院時の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は全額自己負担	

⑥生涯にわたる 健康づくり

●第2次健康いばらき21プランの推進（保健予防課）

健康いばらき21プランの全県的な推進を図るため、県民総ぐるみによる健康づくり運動を展開する。

- (1) 健康いばらき推進協議会の運営
- (2) 県民総ぐるみによる健康づくり運動の展開
 - ・健康づくりの模範的な事例の顕彰
 - ・ヘルスロードの推進
 - ・8020・6424運動の推進
 - ・受動喫煙防止等のたばこ対策の推進
 - ・「いばらき元気ウォークの日」の推進
 - ・健康づくり、介護予防及び医療費適正化のための大規模コホート研究事業の実施
 - ・健康づくりの取組を促すための普及啓発



いばらきヘルスロード

日本一平坦な茨城県を歩いて発見、健康増進にチャレンジできる。
コース指定状況：261コース、943.7km（平成26年3月末現在）



8020・6424運動（歯の健康づくり）

8020（ハチマルニイマル）「80歳で20本以上の歯を保つ」

6424（ロクヨンニイヨン）「64歳で24本以上の歯を保つ」「むし歯にしない」の2つの意味を持つ茨城県独自目標

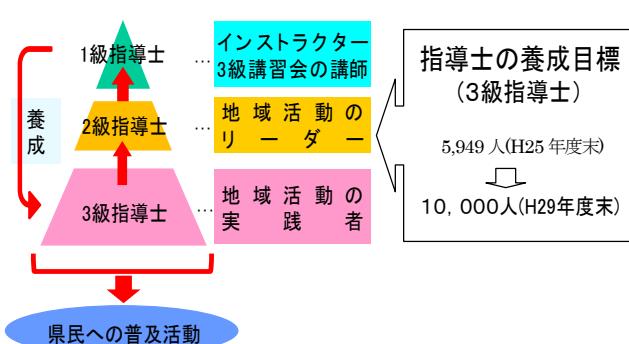
シルバーリハビリ体操指導士の養成



シルバーリハビリ体操指導士：

シルバーリハビリ体操の普及などを通じて地域の介護予防を推進するボランティアの指導者
養成対象者：概ね60歳以上的一般住民

体操指導士の養成と養成目標



●養成講習会の内容

- 3級指導士 解剖生理学や高齢者保健福祉制度の講義、体操の実習等
- 2級指導士 実践活動の具体的な進め方の実習等
- 1級指導士 体操プログラムの立案と発表等

●養成講習会の期間 (H26年度～)

- 3級指導士 5時間×6日=30時間
- 2級指導士 5時間×5日=25時間
- 1級指導士 5時間×4日=20時間

●体操指導士の活動拠点

市町村保健センター、社会福祉協議会、老人クラブ等

●茨城県食育推進計画の推進（保健予防課）

食育を通じて生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育む。

- (1) 食育支援連絡会の開催
- (2) 食育推進運動の展開

- ・食育支援ネットワーク事業
- ・いばらき食育推進大会の開催
- (3) いばらき健康づくり支援店推進事業
 - ・いばらき健康づくり支援店及びいばらき健康づくり支援店登録弁当の推進
- (4) ヘルシーメニュー普及啓発事業
 - ・飲食店・給食施設のためのヘルシーメニューの募集、リーフレットの作成

「合い言葉はおいしいな」食育スローガン
 食育を実践するには何から始めればよいか基本となるもの
 お おはよう、ごはんを食べましょう
 い いただきます、ごちそうさまをいいましょう
 し しっかり野菜を食べましょう
 い いばらきの食べ物を味わいましょう
 な なかよくみんなで食事を楽しみましょう

●精神医療体制の充実（障害福祉課、病院局）

(1) 精神科救急医療体制の整備

病状の悪化等により速やかな医療及び保護が必要となった精神障害者に対して、適切な医療を提供できる精神科救急医療体制の充実を図る。

(2) 精神医療ネットワーク体制の充実

県立こころの医療センターを中心とした保健・福祉・病院等が連携し、総合的な自殺予防・心の健康づくりなどの充実を図る。

●自殺対策（障害福祉課）

地域自殺対策緊急強化基金を活用し、相談支援体制の強化、人材の養成、普及啓発を中心とした自殺対策を推進する。

- ・電話相談「いばらきこころのホットライン」の運営や茨城いのちの電話相談への支援
- ・ゲートキーパーの養成、医療従事者うつ病対応力向上研修
- ・自殺防止活動に取り組む民間団体や市町村への支援等

●薬物乱用防止の推進（薬務課）

「第四次茨城県薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、茨城県薬物乱用防止指導員協議会などの協力により対策を推進する。

○薬物乱用を許さない社会環境づくりのための啓発活動の推進

- ①「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の充実
- ②薬物乱用防止教室への講師派遣

○薬物の依存者・中毒者対策

精神保健福祉センターに設置されている専任相談員の活用

○薬物に対する取締り

○合法ハーブなどの脱法ドラッグ対策

(2) 安全で安心して暮らせる社会づくり

①犯罪に強い地域づくり

●安全で安心して暮らせる地域社会の確立（警察本部生活安全総務課、生活文化課）

子どもや女性等に対する犯罪、空き巣、自動車盗、ひったくり、振り込め詐欺、性犯罪など、県民の日常生活に危害を及ぼす犯罪を防止して、安全で安心して暮らせる地域社会を確立するため、地域安全運動や防犯キャンペーンなどを通じ、県民の防犯意識の高揚を図り、地域住民、事業者、学校、自主防犯組織等が相互に連携した地域ぐるみの防犯活動を推進する。

(1) 子ども、女性、高齢者及び障害者を犯罪から守るための活動の推進

子ども、女性、高齢者及び障害者を犯罪等の被害から守るため、地域の連帯を深めるとともに、自主防犯意識の高揚を図り、誰もが安心して暮らせる環境づくりを推進する。また、犯罪行為や犯罪の前兆に対しては、検挙又は指導・警告措置を講じる。

(2) 安全なまちづくりの推進

県民が安心して暮らすことのできる地域社会の確立を図るため、防犯に関する広報・啓発活動や防犯教室を開催することにより、県民の防犯意識の高揚と地域の自主的な防犯活動の活性化を図り、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりを推進する。

(3) 犯罪発生情報ネットワーク事業の推進

犯罪発生状況を多面的に分析して効果的な犯罪抑止活動を推進するとともに、分析結果を分かりやすい形でホームページに掲載するほか、ひばりくん防犯メール等を活用し、地域住民にタイムリーな犯罪情報を提供し、防犯意識の一層の向上と防犯活動の活性化を図る。

(4) 防犯ボランティア団体等の自主防犯組織の結成促進と活動の活性化

犯罪情報の提供や研修会の開催等により、防犯ボランティア団体等の組織間の連携強化を図り、自主防犯組織の結成促進と活動の活性化を支援する。

(5) スクールサポーター事業の推進

各警察署に配置されているスクールサポーターが各学校を訪問して、児童生徒の安全確保と非行防止に関する情報交換を図るとともに、学校や通学路等の安全点検などを実施して、児童・生徒の非行防止、犯罪からの被害防止を図る。

〈安全で安心して暮らせる地域社会の確立〉

県民の身近な犯罪の発生・県民の体感治安の悪化

- 子どもや女性等に対する犯罪の発生
- 空き巣、自動車盗、ひったくり、振り込め詐欺、性犯罪など県民の日常生活に危害を及ぼす犯罪の発生

身近な安全が脅かされている

自主防犯組織の結成促進と活動の活性化

犯罪発生情報ネットワークによる犯罪情報の提供

スクールサポーター等による学校等における犯罪被害防止活動の推進

地域住民や事業者、学校、自主防犯組織等の連携による推進体制の整備

防犯パトロール等の強化

安全・安心まちづくりの推進

犯罪防止に配慮した必要な措置及び環境設計

学校

道路

公園

共同住宅

駐車(輪)場

安全な県民生活の確保

●配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護(ドメスティック・バイオレンス)対策の推進(子ども家庭課)

(1) DV被害者支援事業の実施

- ①関係機関への付き添い支援
- ②暴力防止啓発事業

(2) 配偶者暴力相談支援センターの運営

①相談

- ・電話相談時間 平日：午前9時～午後9時 土日祝日：午前9時～午後5時
- ・面接相談時間 毎日（年末年始を除く）：午前9時～午後5時

②心理的ケア

心理療法担当職員（嘱託）を一時保護所に配置。

(3) 関係機関との連携強化

被害者の迅速、的確な保護を図るため、ネットワーク会議を開催するなど警察等の関係機関との連携強化を図る。

●青少年の健全育成の推進（女性青少年課）【再掲 P. 76 参照】

②消費生活と食 の安全確保

●安全な消費生活の確保（生活文化課）

規制緩和や高度情報化の進展、取引形態の多様化に伴い、高度化・複雑化している消費生活相談に対応するため、平成21年9月に施行された消費者安全法における県と市町村の役割分担を踏まえたうえで、県消費生活センターの機能強化や市町村の消費生活センター等相談窓口の整備促進、消費者被害防止啓発及び事業者指導を強化し、県民の安全な消費生活の確保を図る。

(1) ワンストップ相談体制の確保

- ・一級建築士等専門家と連携した相談対応
- ・相談員の弁護士への随時相談

(2) 市町村相談体制への支援

- ・消費生活センターの機能強化に対する助成
- ・スキルアップ研修会等の実施
- ・市町村消費生活相談支援員による指導・助言
- ・相談員の弁護士への随時相談（再掲）

(3) 事業者指導の推進

- ・特定商取引法等に基づく事業者指導強化のための専任職員配置

(4) 消費者教育の推進

- ・民生委員、ホームヘルパー等と連携した高齢者の消費者被害防止活動
- ・学校、高齢者団体等を対象とした消費者教育講師の派遣
- ・消費者教育啓発講座の実施

(5) 消費生活センターの周知・機能充実

- ・街頭キャンペーンによる消費者被害防止や相談窓口の周知
- ・ラジオ放送による製品事故や消費者被害の情報提供

県内市町村消費生活センター設置状況図



●食品の安全確保対策の推進（生活衛生課）

「茨城県食の安全・安心推進条例」に基づく「茨城県食の安全・安心確保基本方針」及びその具体的な行動計画を定めた「食の安全・安心確保アクションプラン」、並びに食品衛生法に基づき毎年度策定する「食品衛生監視指導計画」に沿って総合的な食の安全・安心確保対策を推進する。

(1) 監視指導等の推進

- ・食品営業施設や給食施設等の監視指導
- ・HACCPによる衛生管理の手法の導入促進
- ・いばらきハサップ認証制度の周知及び普及

(2) 食中毒対策の推進

- ・県民に対する食中毒予防啓発及び営業者に対する未然防止対策の実施
- ・迅速な食中毒調査の実施及び検査体制の充実

(3) 食品衛生試験検査の推進

- ・食品中の食中毒菌や食品添加物等の試験検査の実施
- ・残留農薬や残留動物用医薬品等検査の強化
- ・食品のアレルギー物質や遺伝子組換え食品の試験検査の実施
- ・食品中の放射性物質の検査の実施
- ・輸入加工食品の残留農薬検査の実施
- ・県内食品等輸入者が取扱う輸入食品の試験検査の実施
- ・健康食品の医薬品成分の検査の実施

(4) 食肉安全対策の推進

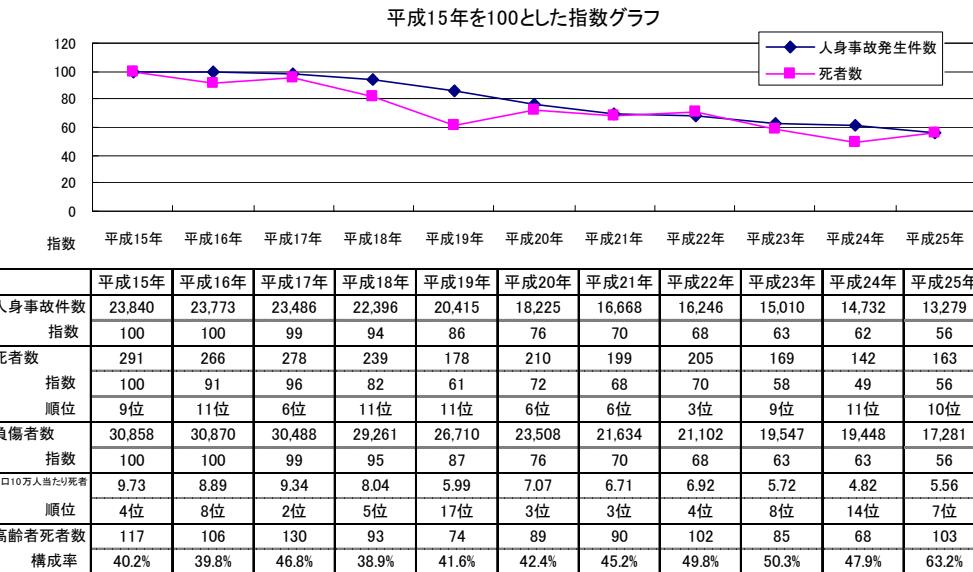
- ・48カ月齢を超える牛のBSE（牛海绵状脑症）スクリーニング検査の実施
- ・と畜場及び食鳥処理場の衛生水準向上の促進



- ・県内で食肉処理される牛肉の放射性物質スクリーニング検査の実施
- (5) 食品表示適正化の推進
- ・食品表示に関する監視指導の強化
 - ・食品の適正表示に向けた食品等事業者の自主的な取り組みへの支援
 - ・食品の原産地表示等の確認試験検査の実施
 - ・関係機関と連携した不適正表示事案への対応及び情報提供の推進
- (6) リスクコミュニケーション及び情報提供の推進
- ・食の安全・安心に関する消費者等との信頼関係醸成のための意見交換会の開催
 - ・食品衛生フェアの開催
 - ・「いばらき食の安全情報ウェブサイト」等による迅速な情報提供

③交通安全対策の推進

●交通安全対策の推進（警察本部交通部、生活文化課、道路維持課）



- 1 指数は平成15年を100とした
- 2 死者数順位及び人口10万人当たり順位は多い順
- 3 高齢者死者数構成率は全死者数に占める割合
- 4 参考人口は各年10月1日現在

(1) 交通安全施設の整備

交通の安全と円滑を確保するため、県、市町村、警察、道路管理者等が連携した交通危険箇所対策、交通死亡事故現場対策、高齢者交通事故防止対策、通学路対策及び生活道路の交通安全対策である「ゾーン30」等を推進し、交通規制の実施・見直し、信号機の新設、高齢者等感応付加信号機や歩車分離式信号機の整備、小、中学校の通学路における歩道の整備等、交通の実態に応じた各種交通安全施設の整備を行う。

(2) 交通安全教育の推進

各年齢層に対し、心身の発達の段階や交通社会への参加の態様に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

ア 自転車通学児童対象

自転車の運転に関する知識や技能について指導する自転車交通安全教室を継続して開催するほか、講習を受講した児童に対して、講習修了証として自転車免許証を交付し、交通安全について意識高揚を図る施策を推進する。

イ 中学・高校生対象

プロのスタッフマンが交通事故の場面を再現して、交通事故の危険性を疑似体験させる交通安全教室を継続して開催するなど、より効果的な交通安全教育を推進する。

ウ 高齢者対象

運転免許を保有しない歩行者や自転車利用者を対象に、自動車教習所コースを利用し

た参加・体験・実践型交通安全教室を開催するほか、交通安全母の会等のボランティアと協働した高齢者在世訪問活動等による交通安全指導や高齢者を思いやる運転の広報活動を推進する。

(3) 交通マナー向上対策の推進

各季交通安全運動キャンペーンや各種イベント等の機会を通じて、基本的な交通ルールの再確認と規範意識の向上を図るための広報・啓発活動を推進するほか、各関係機関・団体と連携して、模範運転を県民に示す交通マナーリーダーカーの拡充を推進する。

また、自転車運転者を対象とした参加・体験・実践型の研修を行い、交通マナーやルールについて周知を図る。

(4) 交通指導取締りの推進

飲酒運転、最高速度違反等の交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反、及び駐車違反等県民の要望等を踏まえた迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。

また、交通事故発生時の被害軽減のためのシートベルト着用・チャイルドシート使用義務違反の交通指導取締りを強化する。

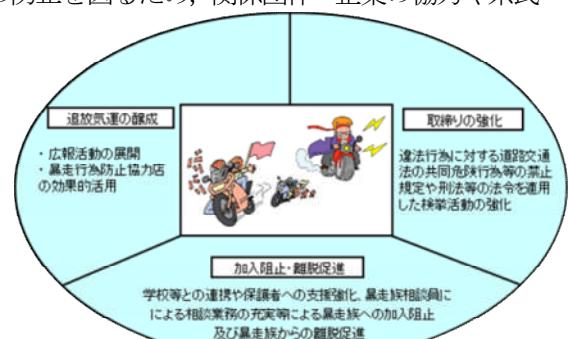
(5) 交通安全県民運動の推進

県民の交通安全意識の高揚と交通事故の防止を図るため、関係団体・企業の協力や県民の参加を得て、広く県民運動を展開する。

- ・春、夏、秋、年末の交通安全運動
- ・高齢者の交通事故防止強調運動（9月）
- ・交通安全の日（毎月1日）
- ・交通事故死ゼロを目指す日（4月10日、9月30日）
- ・交通安全県民大会（11月）
- ・暴走族追放強調運動（6月）

(6) 総合的な暴走族対策の推進

集団暴走行為やゲリラ的な爆音暴走を繰り返す暴走族及び違法行為を敢行する旧車会は、一般の通行を妨害し地域住民に迷惑を及ぼしていることから、取締りを強化するとともに、加入阻止・離脱促進、追放気運の醸成等の暴走族を許さない社会環境づくりを推進する。



●生活を支える道路の整備（道路維持課、道路建設課）

(1) 安心安全な生活道路整備事業

日常生活に密接した道路について、少ない投資で短期間に効果が見える通学路などへの歩道設置等を実施し、安全性の確保と利便性の向上を図る。

さらに、通学路の緊急合同点検結果で抽出された要対策箇所については、喫緊に対策を実施する。

①事業期間 平成23～27年度

②整備目標 通学路を重点的に整備し、38kmの歩道を設置する。

（うち、緊急合同点検結果による対策延長は18km）

③事業内容 緊急性が高い通学路及び交通危険箇所の整備

整備イメージ

(2) 安心安全な生活道路整備市町村補助

県単独の補助制度により、生活に密着した市町村道の整備を促進する。

①対象市町村 財政力指数が1.0未満の市町村

②補助期間 平成23～27年度

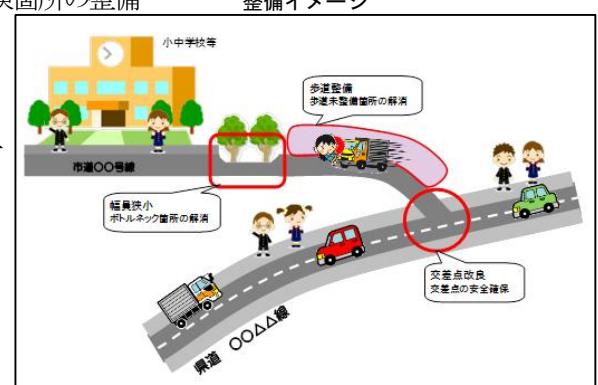
③補助対象事業

・全体事業費が概ね30百万円以上

（ただし本工事費のみ補助対象）

・学校付近の通学路の歩道設置

・主要な市町村道の交通危険箇所の整備



<p>④防災体制・危機管理の強化</p>	<p>④整備目標 対象箇所を学校付近の通学路や主要な市町村道の交通危険箇所など整備効果の高い箇所に絞り、5ヶ年で約40箇所を改善することによって、短期間で効果のある道路整備を行う。</p> <p>●災害医療体制の整備（医療対策課）</p> <p>災害時における医療を確保するため、24時間対応可能で高度な診療機能を有する災害拠点病院の整備促進を図るとともに、災害の急性期（48時間以内）に活動する災害派遣医療チーム（DMAT）の体制整備を行う。あわせて、広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）を整備する。</p> <p>[災害拠点病院の指定状況]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>医療圏</th><th>医療機関名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹災害医療センター</td><td>全県</td><td>水戸赤十字病院、水戸医療センター</td></tr> <tr> <td rowspan="9">地域災害医療センター</td><td>水戸</td><td>県立中央病院、水戸済生会総合病院</td></tr> <tr> <td>日立</td><td>株式会社日立製作所日立総合病院</td></tr> <tr> <td>常陸太田・ひたちなか</td><td>株式会社日立製作所ひたちなか総合病院</td></tr> <tr> <td>鹿行</td><td>なめがた地域総合病院 鹿島労災病院</td></tr> <tr> <td>土浦</td><td>総合病院土浦協同病院</td></tr> <tr> <td>つくば</td><td>筑波メディカルセンター病院、筑波大学附属病院</td></tr> <tr> <td>取手・竜ヶ崎</td><td>J Aとりで総合医療センター</td></tr> <tr> <td>筑西・下妻</td><td>県西総合病院</td></tr> <tr> <td>古河・坂東</td><td>古河赤十字病院、茨城西南医療センター病院</td></tr> </tbody> </table> <p>[DMAT を有する医療機関]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>医療機関名</th><th>DMAT数（チーム）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>筑波メディカルセンター病院</td><td>2</td></tr> <tr> <td>県立中央病院</td><td>1</td></tr> <tr> <td>J Aとりで総合医療センター</td><td>2</td></tr> <tr> <td>取手北相馬保健医療センター医師会病院</td><td>1</td></tr> <tr> <td>茨城西南医療センター病院</td><td>2</td></tr> <tr> <td>東京医科大学茨城医療センター</td><td>1</td></tr> <tr> <td>水戸済生会総合病院</td><td>2</td></tr> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構水戸医療センター</td><td>2</td></tr> <tr> <td>水戸赤十字病院</td><td>2</td></tr> <tr> <td>総合病院土浦協同病院</td><td>2</td></tr> <tr> <td>鹿島労災病院</td><td>1</td></tr> <tr> <td>筑波大学附属病院</td><td>2</td></tr> <tr> <td>株式会社日立製作所日立総合病院</td><td>1</td></tr> <tr> <td>なめがた地域総合病院</td><td>1</td></tr> <tr> <td>水戸協同病院</td><td>1</td></tr> <tr> <td>古河赤十字病院</td><td>1</td></tr> <tr> <td>株式会社日立製作所ひたちなか総合病院</td><td>1</td></tr> <tr> <td>県西総合病院</td><td>1</td></tr> </tbody> </table> <p>●震災対策の強化（防災・危機管理課、消防安全課、福祉指導課、医療対策課、建築指導課、道路維持課）</p> <p>東日本大震災を踏まえ再編した茨城県地域防災計画「地震災害対策計画編」・「津波災害対策計画編」等を基本に、震災対策事業を強力に推進する。</p>	区分	医療圏	医療機関名	基幹災害医療センター	全県	水戸赤十字病院、水戸医療センター	地域災害医療センター	水戸	県立中央病院、水戸済生会総合病院	日立	株式会社日立製作所日立総合病院	常陸太田・ひたちなか	株式会社日立製作所ひたちなか総合病院	鹿行	なめがた地域総合病院 鹿島労災病院	土浦	総合病院土浦協同病院	つくば	筑波メディカルセンター病院、筑波大学附属病院	取手・竜ヶ崎	J Aとりで総合医療センター	筑西・下妻	県西総合病院	古河・坂東	古河赤十字病院、茨城西南医療センター病院	医療機関名	DMAT数（チーム）	筑波メディカルセンター病院	2	県立中央病院	1	J Aとりで総合医療センター	2	取手北相馬保健医療センター医師会病院	1	茨城西南医療センター病院	2	東京医科大学茨城医療センター	1	水戸済生会総合病院	2	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター	2	水戸赤十字病院	2	総合病院土浦協同病院	2	鹿島労災病院	1	筑波大学附属病院	2	株式会社日立製作所日立総合病院	1	なめがた地域総合病院	1	水戸協同病院	1	古河赤十字病院	1	株式会社日立製作所ひたちなか総合病院	1	県西総合病院	1
区分	医療圏	医療機関名																																																														
基幹災害医療センター	全県	水戸赤十字病院、水戸医療センター																																																														
地域災害医療センター	水戸	県立中央病院、水戸済生会総合病院																																																														
	日立	株式会社日立製作所日立総合病院																																																														
	常陸太田・ひたちなか	株式会社日立製作所ひたちなか総合病院																																																														
	鹿行	なめがた地域総合病院 鹿島労災病院																																																														
	土浦	総合病院土浦協同病院																																																														
	つくば	筑波メディカルセンター病院、筑波大学附属病院																																																														
	取手・竜ヶ崎	J Aとりで総合医療センター																																																														
	筑西・下妻	県西総合病院																																																														
	古河・坂東	古河赤十字病院、茨城西南医療センター病院																																																														
医療機関名	DMAT数（チーム）																																																															
筑波メディカルセンター病院	2																																																															
県立中央病院	1																																																															
J Aとりで総合医療センター	2																																																															
取手北相馬保健医療センター医師会病院	1																																																															
茨城西南医療センター病院	2																																																															
東京医科大学茨城医療センター	1																																																															
水戸済生会総合病院	2																																																															
独立行政法人国立病院機構水戸医療センター	2																																																															
水戸赤十字病院	2																																																															
総合病院土浦協同病院	2																																																															
鹿島労災病院	1																																																															
筑波大学附属病院	2																																																															
株式会社日立製作所日立総合病院	1																																																															
なめがた地域総合病院	1																																																															
水戸協同病院	1																																																															
古河赤十字病院	1																																																															
株式会社日立製作所ひたちなか総合病院	1																																																															
県西総合病院	1																																																															

<震災対策事業の概要>

区分	内容
I 組織と防災情報ネットワークの整備・運用	<ul style="list-style-type: none"> ○震災対策の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県地域防災計画の改定 ・市町村地域防災計画の改定・助言 ・第4次地震防災緊急事業五箇年計画の推進 ・災害対策本部事務局員訓練等の実施 ○相互応援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・広域相互応援協定の円滑な運用 ○自主防災組織の新規結成・育成の促進 ○防災情報ネットワーク等の運用 <ul style="list-style-type: none"> ・通信システム、情報システムの運用 ・防災センターの運用 ・震度情報ネットワークシステムの運用 ・防災ヘリコプターテレビ電送システムの運用 ・市町村防災行政無線整備促進 ・防災情報ネットワークシステムの再整備 ・消防救急無線及び指令センターの共同整備
II 地震に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震改修促進計画の推進 ○建築物の耐震化 <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の耐震化 ・避難所、病院などの防災拠点の耐震化の推進 ・県立学校の校舎等の補強工事の実施 ・中小企業地震灾害防止対策融資の活用 ○土木施設の耐震化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・橋梁の耐震補強 ・緊急輸送道路の整備 ・耐震強化岸壁の整備 ○危険物施設の安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時応対マニュアル等作成の指導・助言
III 地震被害軽減への備え	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急輸送への備え <ul style="list-style-type: none"> ・県西地区防災活動拠点の管理運営 ○医療救護活動への備え <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助医療品の備蓄 ・情報通信機器、災害派遣用医療資機材の整備 ○消火・救助活動への備え <ul style="list-style-type: none"> ・緊急消防援助隊登録市町村の車両・資機材整備促進 ・化学消火薬剤の備蓄 ○被害者支援のための備え <ul style="list-style-type: none"> ・災害時救援物資の備蓄 ・流通在庫の推進 ○二次災害の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・応急危険度判定土制度の推進 ・被災宅地危険度判定土制度の推進
IV 防災教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> ○防災思想・知識の普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・いばらき防災大学、防災研修会等の実施 ○防災訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・県と市町村共催による総合防災訓練の実施

●避難行動要支援者対策（福祉指導課）

高齢者や障害者などの要配慮者については、災害時に自力で避難することが困難であるため、避難誘導のための支援体制の適切な整備を図る。

・避難誘導のための支援体制の整備

市町村において要配慮者に係る情報が記載されている避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難支援者や避難場所等を明確にした個別計画を策定し、災害時に速やかに安否確認や避難誘導ができるように支援体制の整備に努める。

<p>⑤原子力安全対策の推進</p>	<p>●国民保護体制の強化（防災・危機管理課）</p> <p>武力攻撃等が発生した場合において、県民の生命、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるよう「茨城県国民保護計画」に基づき、国民保護体制の充実強化を図る。</p> <p>(1) 国民保護体制の充実強化</p> <p>県、市町村及び警察、自衛隊等の関係機関における国民保護措置活動への習熟と関係機関相互の連携強化を図るため、国民保護訓練を実施するとともに、県国民保護計画がより実効的な計画となるよう、訓練の結果等により検証し、必要な修正を行う。</p> <p>(2) 国民保護制度の普及啓発</p> <p>武力攻撃等による被害を最小にするためには、県民の理解と協力が不可欠であることから、ホームページやイベントの活用及び講演会の開催等により、県民に対する国民保護制度の普及啓発に努める。</p> <p>●原子力安全対策の強化（原子力安全対策課）</p> <p>(1) 原子力施設等の安全確保</p> <p>原子力安全協定に基づき、原子力事業者から事業活動や事故・故障等の報告を受けるとともに、原子力施設等への立入調査等を通じて安全確保を推進する。また、新規制基準への適合性について検証・確認等を行う。</p> <p>(2) 環境放射線の監視</p> <p>環境放射線の常時監視・評価を行い、測定結果を県民に公表する。また、緊急時には環境放射線監視センターに隣接する原子力オフサイトセンター等と連携し、迅速な放射能の測定分析・影響予測等に努める。</p> <p>(3) 原子力防災体制の充実</p> <p>防災関係者に対する研修の実施、原子力災害時において円滑に応急対策を行うための防災活動資機材や緊急時連絡網の維持管理を行うとともに、大規模な原子力事故や複合災害への対応を検討するなど、原子力防災体制の強化を図る。</p> <p>(4) 原子力に係る知識の普及啓発</p> <p>原子力や放射線に関する基礎知識の普及を図るため、新聞やラジオ等による広報を行うほか、市町村が実施する広報事業を支援するとともに、教員を対象としたセミナーの開催などを行う。</p> <p>●海岸及び河川河口部の津波対策（河川課、港湾課、林業課、水産振興課）</p> <p>東日本大震災からの復興に向け、津波や高潮による浸水対策として、海岸及び河川河口部が一体となった堤防・護岸の嵩上げなどを実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 業 名</th><th>対 象 箇 所 名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">津波対策 強化事業</td><td rowspan="3">海岸</td><td>磯原海岸（北茨城市）、鹿嶋海岸（鹿嶋市）ほか8箇所</td></tr> <tr><td>鹿島港海岸（鹿嶋市、神栖市）、大洗港海岸（大洗町）ほか3箇所</td></tr> <tr><td>水木漁港海岸、会瀬漁港海岸（日立市）ほか2箇所</td></tr> <tr><td>海岸防災林等</td><td>神岡上海岸（北茨城市）、豊岡海岸（東海村）ほか7箇所</td></tr> <tr><td>河川</td><td>里根川（北茨城市）、関根川（高萩市）ほか8河川</td></tr> </tbody> </table> <p>●土砂災害の防止（河川課、林業課）</p> <p>土砂災害から県民の生命と財産を守るために、土砂災害警戒区域等の指定及び山地災害危険地区の把握やその周知を図るとともに、土砂災害防止のための施設整備を推進する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 業 名</th><th>対 象 箇 所 名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂防事業</td><td>椎木平沢（つくば市）、関ノ田和沢（大子町）等</td></tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊対策事業</td><td>東真鍋町口12（土浦市）、東町1丁目（日立市）等</td></tr> <tr> <td>地すべり対策事業</td><td>大塚（常陸大宮市）、上原（大子町）等</td></tr> <tr> <td>治山事業</td><td>三美（常陸大宮市）、福平（高萩市）等</td></tr> </tbody> </table>	事 業 名	対 象 箇 所 名	津波対策 強化事業	海岸	磯原海岸（北茨城市）、鹿嶋海岸（鹿嶋市）ほか8箇所	鹿島港海岸（鹿嶋市、神栖市）、大洗港海岸（大洗町）ほか3箇所	水木漁港海岸、会瀬漁港海岸（日立市）ほか2箇所	海岸防災林等	神岡上海岸（北茨城市）、豊岡海岸（東海村）ほか7箇所	河川	里根川（北茨城市）、関根川（高萩市）ほか8河川	事 業 名	対 象 箇 所 名	砂防事業	椎木平沢（つくば市）、関ノ田和沢（大子町）等	急傾斜地崩壊対策事業	東真鍋町口12（土浦市）、東町1丁目（日立市）等	地すべり対策事業	大塚（常陸大宮市）、上原（大子町）等	治山事業	三美（常陸大宮市）、福平（高萩市）等
事 業 名	対 象 箇 所 名																					
津波対策 強化事業	海岸	磯原海岸（北茨城市）、鹿嶋海岸（鹿嶋市）ほか8箇所																				
		鹿島港海岸（鹿嶋市、神栖市）、大洗港海岸（大洗町）ほか3箇所																				
		水木漁港海岸、会瀬漁港海岸（日立市）ほか2箇所																				
	海岸防災林等	神岡上海岸（北茨城市）、豊岡海岸（東海村）ほか7箇所																				
	河川	里根川（北茨城市）、関根川（高萩市）ほか8河川																				
事 業 名	対 象 箇 所 名																					
砂防事業	椎木平沢（つくば市）、関ノ田和沢（大子町）等																					
急傾斜地崩壊対策事業	東真鍋町口12（土浦市）、東町1丁目（日立市）等																					
地すべり対策事業	大塚（常陸大宮市）、上原（大子町）等																					
治山事業	三美（常陸大宮市）、福平（高萩市）等																					

●海岸の整備（河川課、林業課）

侵食や津波、波浪等による海岸災害から県民の生命と財産を守るために対策や海岸環境の整備と保全を推進する。

事業名	対象海岸名
侵食対策事業	大洗海岸（大洗町）、鹿嶋海岸（鹿嶋市）等
海岸防災林造成事業	伊師地区（日立市）、矢田部地区（神栖市）等
海岸老朽化対策緊急事業	神岡上・磯原海岸（北茨城市）
津波・高潮危機管理対策緊急事業	日立海岸（日立市）等

●河川の整備（河川課）

洪水による災害から県民の生命と財産を守るために、河川の改修を推進するとともに、水防体制の確立や河川情報提供システムの高度化・拡充を図り、災害に強い総合的な治水対策を展開する。

事業名	対象河川名
広域河川改修事業	桜川（土浦市、つくば市、筑西市、桜川市）、恋瀬川（石岡市、かすみがうら市）等
総合流域防災事業	女沼川（古河市）、西谷田川（つくば市）等

●ダムの適正な維持管理（河川課）

洪水被害の軽減及び都市用水の補給を確実に行うため、老朽化したダムの管理設備の更新、修繕を行う。

事業名	事業期間	事業内容
飯田ダム堰堤改良事業	H21～H26	ダム管理用制御処理設備、電気設備（自家発電・受変電設備等）、テレメーター放流警報設備、取水放流設備、気象観測設備等の改良
十王ダム堰堤改良事業	H25～H29	ダム管理用制御処理設備、電気設備（自家発電・受変電設備等）、テレメーター放流警報設備、取水放流設備、気象観測設備等の改良

●農地災害の防止（農村計画課）

大雨による災害や地盤沈下による影響から農地・農業用施設と農村地域を守るために、農業用排水施設の整備を推進する。

事業名	対象地区名
地盤沈下対策事業	豊田南2期地区（利根町）ほか4地区
湛水防除事業	新郷2期地区（古河市）ほか2地区
ため池等整備事業	井出蛇沢堰地区（筑西市）

●県有建築物の長寿命化（営繕課）

「県有建物長寿命化推進事業」を実施し、維持管理を効率的かつ計画的に進めることで、修繕予算の平準化、ライフサイクルコストの縮減、建設副産物の抑制を図る。

●橋梁の長寿命化（道路維持課）

老朽化する橋梁の増大に対応するため、従来の「対症療法的な補修及び架替え」から、長寿命化修繕計画に基づく「予防保全的な補修及び計画的な架替え」へ転換し、補修・架替え費用の縮減と平準化を図りつつ、橋梁の安全性・信頼性を確保する。

●橋梁の耐震化（道路維持課）

災害時の救援支援活動や物資輸送活動を円滑に進めるために、緊急輸送道路における橋梁の耐震化を進め、緊急輸送道路ネットワークの機能を確保する。

●大規模建築物等耐震化支援（建築指導課）

耐震改修促進法の改正（H25.11.25 施行）により、多数の者が利用する病院、旅館などの大規模建築物等について、耐震診断の義務付け及び結果の公表など規制が強化された。これに伴い、国の助成制度が拡充（H25～H27）されたことから、市町村と連携し耐震診断補助制度を創設することにより、民間建築物の耐震化を促進する。

(3) みんなで取り組む地球にやさしい環境づくり

<p>①地球温暖化対策の推進</p>	<p>●地球温暖化対策の推進（環境政策課、環境対策課）</p> <p>地球温暖化問題については、県民、事業者、行政などの全ての主体が、それぞれの役割に応じて地球温暖化対策を進めるとともに、その取り組みを相互に連携、発展させていく県民総ぐるみの対策を推進する。</p> <p>(1) 県民の取り組み促進</p> <ul style="list-style-type: none">① 地球温暖化防止キャンペーンの実施 市町村等と連携し、クールビズ、ウォームビズ、ライトダウン、白熱電球一掃、エコドライブ等を県内広く展開。② 「いばらきエコチャレンジ」推進プロジェクト事業 事業者、団体、行政等が一体となり、家庭の省エネ行動を促進するための方策を検討するとともに、WEB上で家庭の省エネ行動を登録し、CO₂排出削減量を見える化する仕組みを運営。③ 家庭の省エネライフ応援事業 エネルギー使用状況の見える化や各種情報提供を通じて、家庭における省エネルギーの実践活動を促進。 <p>(2) 事業者の取り組み促進</p> <ul style="list-style-type: none">① 茨城エコ事業所登録制度の普及拡大 本県独自の環境マネジメントシステムである「茨城エコ事業所登録制度」を活用し、中小企業等の地球温暖化対策を促進。② 県環境保全施設資金融資制度 省エネルギー施設・再生可能エネルギー施設等の導入を促進。茨城エコ事業所登録事業者に対し利子補助を実施。特に、省エネ対策実施計画書提出により、実質無利子で融資。③ 中小企業省エネルギー対策支援事業 中小企業の要請に応じて、省エネルギー等の専門家を無料で派遣し、技術的支援を実施。④ エコドライブ推進事業 いばらきエコドライブ推進協議会の運営、エコドライブセミナー等によるエコドライブの普及促進。⑤ フロン対策 オゾン層破壊や地球温暖化の原因となるフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン回収・破壊法に基づくフロン類の適正な回収・破壊を徹底。 <p>(3) 県の率先的取り組み推進</p> <ul style="list-style-type: none">① 環境保全率先実行計画に基づく県の率先実行 県自ら、事業者・消費者として環境負荷の低減を図るため、第4期県環境保全率先実行計画に基づき、温室効果ガスの排出抑制など環境に配慮した取組を推進。② 県公用車への低公害車の率先導入 低公害車の普及と県が排出する温室効果ガス排出量の削減を図るため、公用車への低公害車導入を計画的に推進。 <p>(4) 再生可能エネルギーの導入促進</p> <p>災害時の防災拠点となる県有施設、市町村有施設、民間施設へ太陽光発電等の再生可能エネルギーを集中的に導入し、災害に強く、環境にやさしい地域づくりを推進。</p> <p>●環境学習・環境保全活動の推進（環境政策課）</p> <p>環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していくため、県民や事業者の環境学習活動を促進するとともに、関係団体と連携しながら、家庭や学校、地域社会における環境保全活動を全県的な県民運動として広げていく。</p>
--------------------	---

(1) 環境教育・環境学習の推進

エコ・カレッジによる人材育成	地域や職場において、環境学習や環境保全活動について普及啓発・指導を行うリーダーを養成するため、エコ・カレッジを開催
環境アドバイザーの派遣	学校や自治会等が行う環境学習会等に、県が委嘱する環境アドバイザーを派遣
幼児向け環境学習教材による啓発	幼児向け啓発教材として作成した、「環境絵カード」を、全幼稚園・保育所・小学校等に配付して活用
子ども向け環境実践プログラム「キッズミッション」	小学校高学年を対象として開発した子ども向け環境実践プログラム「キッズミッション」を、全小学校に配付して活用
地球温暖化学習DVDの活用	中学生向けに作成した地球温暖化学習DVDを全中学校・図書館などで活用
高校3年生向け「How to エコライフ」読本による啓発	運転免許の取得が可能になり、また、卒業後には新社会人や大学生として社会に出る高校3年生を対象に、エコライフの実践を啓発

(2) 環境保全県民運動

エコライフ運動の推進	関係団体と連携しながら、エコライフ・フォーラムや環境保全活動研修会等を開催し、全県的なエコライフの普及を促進
レジ袋無料配布中止の推進	県内全域を対象としたレジ袋無料配布中止の取組の定着を図るとともに参加事業者を拡大
緑のカーテンの普及推進	夏場の省エネ効果の高い緑のカーテンの普及を県民運動として推進

●エネルギー政策の推進（科学技術振興課）

エネルギーの安定的な確保や地球温暖化問題への積極的な対応は、地域社会にとっても重要な課題である。このため、再生可能エネルギー等の利活用を促進するため、以下の取組を推進する。

(1) 次世代エネルギーパーク事業の推進

県内の新エネルギー等に関連する研究機関・企業等を実際に県民等が見て触れる機会を増やし、次世代のエネルギーのあり方について理解増進を図る。

(2) いばらきエネルギー戦略による施策の推進

今後の県のエネルギー施策の指針となるいばらきエネルギー戦略(H26～)に基づき、エネルギー先進県の実現を目指し、次の基本方針のもと、関連施策の推進を図る。

- ①安全安心なエネルギー供給体制の構築（多様化、多層化による安全安心なエネルギー社会の実現）
- ②再生可能エネルギーの導入拡大（再エネの活用による持続可能な地域づくり）
- ③省エネルギー対策の推進（県民総ぐるみの連携・協働による低炭素社会の実現）
- ④グリーンイノベーションの推進（本県の科学技術集積を活かしたエネルギー技術革新の加速化）

●森林整備・木材利用の推進（林政課、林業課）

森林の二酸化炭素吸収機能の向上と木材中の炭素の長期固定を図るため、森林整備と木材利用の推進を図る。

●下水処理場太陽光発電事業（下水道課）

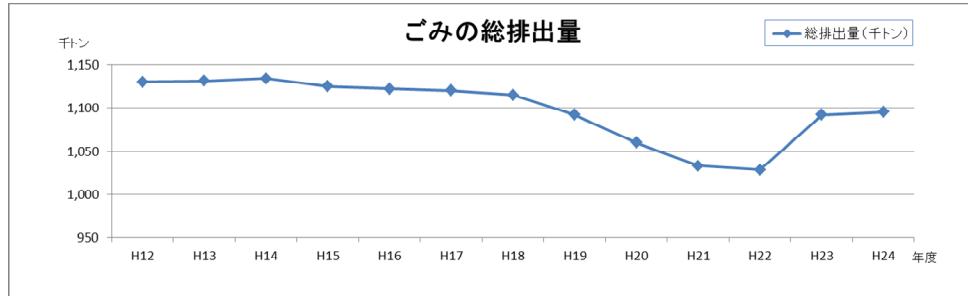
利根浄化センターにおいて導入した太陽光発電施設により再生可能エネルギーの活用を図るとともに、発電した電力を売電して得た収益により流域下水道の経営の安定化に寄与する。

②資源循環型社会づくりの推進

●いばらきゼロ・エミッションの推進（廃棄物対策課）

第3次廃棄物処理計画（平成23～27年度）に基づき、廃棄物の排出をできる限り抑制し、

- 廃棄物となったものは、再使用、再生利用、熱回収の順に循環的利用を行うという「いばらきゼロ・エミッション」を推進し、県民、事業者、行政が一体となって循環型社会の形成を図る。
- ・広報啓発などによる3R（リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））の推進
 - ・リサイクル製品の認定・広報
 - ・廃棄物再資源化指導センターによる相談・指導事務等の推進
 - ・エコ・ショップ（環境にやさしいお店）制度の推進



年 度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
総排出量(千トン)	1,130	1,131	1,134	1,125	1,122	1,120	1,115	1,092	1,060	1,033	1,028	1,092	1,095
増加率 (%)	1.9	0.1	0.3	△0.8	△0.3	△0.2	△0.4	△2.1	△2.9	△2.5	△0.5	6.2	0.3

●建設副産物リサイクル推進（検査指導課）

建設リサイクル法の円滑な施行に努めるとともに、有効利用を推進するため、様々な施策を実施する。

- ・建設リサイクル法に関する事務の実施（解体工事業の登録、解体工事の届出・通知の受理）
- ・リサイクル建設資材評価認定制度によるリサイクル資材の率先利用
- ・茨城県建設副産物リサイクル推進協議会による官民一体となった取り組みの推進
- ・建設発生土情報交換システムを利用したストックヤードの活用により、建設発生土の有効利用と適正処理の促進

●バイオマス利活用の推進（農業政策課）

稲わらやもみがら、間伐材などの未利用バイオマスや家畜排せつ物、木くず、食品廃棄物などの廃棄物系バイオマスの利活用を推進し、循環型地域社会の構築と農林業の振興及び農山村の活性化を図る。

- ・バイオマス・ニッポン総合戦略いばらき推進会議の運営
- ・バイオマス利活用推進のための啓発活動の実施

●公共処分場「エコフロンティアかさま」の活用（廃棄物対策課）

公共処分場「エコフロンティアかさま」（運営：県環境保全事業団）に対し、安全性を最優先した全国のモデル施設としての経営が確保されるよう、引き続き支援を行い、一般廃棄物、産業廃棄物の処理に係る基幹的施設として活用し、適正処理及びリサイクルを推進する。

●産業廃棄物の適正処理の推進（廃棄物対策課）

産業廃棄物の適正処理を推進するため、中間処理施設や最終処分場の適切な維持管理等について事業者を指導し、また、不法投棄の防止に取り組む。

(1) 産業廃棄物処理事業者の指導

中間処理施設や最終処分場を設置する事業所への立入検査を行い、廃棄物の受け入れや施設の維持管理状況等について確認し、必要な指導等を行う。

(2) 自動車リサイクル法の推進

解体業者の許可等を行うとともに、立入検査等の際に基準の遵守等について指導を徹底することにより、使用済自動車の適正処理を推進する。

<p>③霞ヶ浦など湖沼環境の保全</p>	<p>(3) 不法投棄等の監視、指導等 不法投棄や野外焼却などの早期発見・早期対応を図るため、ボランティア不法投棄監視員制度の運用や不法投棄監視協定締結の推進、市町村職員の県職員併任の活用、民間警備会社への監視パトロール委託、建設解体工事現場パトロール等により発見通報体制と監視指導体制を一層強化する。</p> <p>●霞ヶ浦の水質浄化対策の推進（環境対策課） 霞ヶ浦（西浦・北浦・常陸利根川）は、本県をはじめとする首都圏の水資源の安定的な確保に重要な役割を果たすとともに、豊かな水産資源など多様な生態系を育み、また、美しい水辺環境を形成していることから、観光レクリエーション資源としても貴重な財産である。 この霞ヶ浦の環境を保全し、浄化対策を推進するため、これまで5期25年にわたり霞ヶ浦湖沼水質保全計画を策定し、段階的に水質の改善を図ってきたが、平成23年度からの5年間は、第6期計画（H23～H27）に基づき、引き続き各種浄化対策を強力に推進している。 ※第6期湖沼水質保全計画の水質目標値（H27目標：全水域平均） COD 7.4mg/L 全窒素 1.0mg/L 全りん 0.084mg/L</p> <p>CODの経年変化 [霞ヶ浦（西浦）、北浦、常陸利根川の3水域の平均値]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>COD (mg/L)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>S47</td><td>6.6</td></tr> <tr><td>S48</td><td>7.5</td></tr> <tr><td>S49</td><td>6.3</td></tr> <tr><td>S50</td><td>7.3</td></tr> <tr><td>S51</td><td>6.8</td></tr> <tr><td>S52</td><td>7.0</td></tr> <tr><td>S53</td><td>10.0</td></tr> <tr><td>S54</td><td>11.0</td></tr> <tr><td>S55</td><td>8.7</td></tr> <tr><td>S56</td><td>7.7</td></tr> <tr><td>S57</td><td>9.1</td></tr> <tr><td>S58</td><td>8.4</td></tr> <tr><td>S59</td><td>8.7</td></tr> <tr><td>S60</td><td>8.2</td></tr> <tr><td>S61</td><td>8.1</td></tr> <tr><td>S62</td><td>8.5</td></tr> <tr><td>S63</td><td>7.4</td></tr> <tr><td>H1</td><td>7.2</td></tr> <tr><td>H2</td><td>6.8</td></tr> <tr><td>H3</td><td>7.6</td></tr> <tr><td>H4</td><td>7.4</td></tr> <tr><td>H5</td><td>8.2</td></tr> <tr><td>H6</td><td>8.5</td></tr> <tr><td>H7</td><td>8.4</td></tr> <tr><td>H8</td><td>8.3</td></tr> <tr><td>H9</td><td>8.4</td></tr> <tr><td>H10</td><td>7.9</td></tr> <tr><td>H11</td><td>7.7</td></tr> <tr><td>H12</td><td>8.1</td></tr> <tr><td>H13</td><td>7.5</td></tr> <tr><td>H14</td><td>7.5</td></tr> <tr><td>H15</td><td>7.5</td></tr> <tr><td>H16</td><td>7.6</td></tr> <tr><td>H17</td><td>7.9</td></tr> <tr><td>H18</td><td>8.0</td></tr> <tr><td>H19</td><td>8.2</td></tr> <tr><td>H20</td><td>8.2</td></tr> <tr><td>H21</td><td>9.5</td></tr> <tr><td>H22</td><td>8.7</td></tr> <tr><td>H23</td><td>8.2</td></tr> <tr><td>H24</td><td>7.8</td></tr> </tbody> </table> <p>●高度処理型浄化槽の設置促進等（環境対策課） 公共用水域の汚濁を防止するため、単独処理浄化槽の撤去や合併処理浄化槽の設置を促進する。特に、霞ヶ浦等湖沼流域については、窒素やりんが除去できる高度処理型浄化槽の設置を促進する。</p> <p>(1) 処理槽設置補助（個人設置型） 処理槽設置者に市町村が交付する設置補助額の一部について、市町村に対して補助</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>N P型（窒素及びりん除去型） 処理槽</td> <td>補助額：1,099千円／基（5人槽：転換の場合） (負担割合 国176, 県747, 市町村176) 補助額：987千円／基（5人槽：新築の場合） (負担割合 国176, 県635, 市町村176)</td> </tr> <tr> <td>N型（窒素除去型）処理槽</td> <td>補助額：645千円／基（5人槽：転換の場合） (負担割合 国148, 県349, 市町村148) 補助額：533千円／基（5人槽：新築の場合） (負担割合 国148, 県237, 市町村148)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※県補助額は、市町村の財政力指数に基づく交付率の適用あり</p> <p>(2) 市町村設置型処理槽の整備促進 市町村がN P型処理槽を自ら整備し維持管理する場合の設置費の一部について、市町村に対して補助 ・補助対象経費 下水道事業債充当額から交付税措置分を控除した額（市町村実負担分）</p>	年	COD (mg/L)	S47	6.6	S48	7.5	S49	6.3	S50	7.3	S51	6.8	S52	7.0	S53	10.0	S54	11.0	S55	8.7	S56	7.7	S57	9.1	S58	8.4	S59	8.7	S60	8.2	S61	8.1	S62	8.5	S63	7.4	H1	7.2	H2	6.8	H3	7.6	H4	7.4	H5	8.2	H6	8.5	H7	8.4	H8	8.3	H9	8.4	H10	7.9	H11	7.7	H12	8.1	H13	7.5	H14	7.5	H15	7.5	H16	7.6	H17	7.9	H18	8.0	H19	8.2	H20	8.2	H21	9.5	H22	8.7	H23	8.2	H24	7.8	N P型（窒素及びりん除去型） 処理槽	補助額：1,099千円／基（5人槽：転換の場合） (負担割合 国176, 県747, 市町村176) 補助額：987千円／基（5人槽：新築の場合） (負担割合 国176, 県635, 市町村176)	N型（窒素除去型）処理槽	補助額：645千円／基（5人槽：転換の場合） (負担割合 国148, 県349, 市町村148) 補助額：533千円／基（5人槽：新築の場合） (負担割合 国148, 県237, 市町村148)
年	COD (mg/L)																																																																																								
S47	6.6																																																																																								
S48	7.5																																																																																								
S49	6.3																																																																																								
S50	7.3																																																																																								
S51	6.8																																																																																								
S52	7.0																																																																																								
S53	10.0																																																																																								
S54	11.0																																																																																								
S55	8.7																																																																																								
S56	7.7																																																																																								
S57	9.1																																																																																								
S58	8.4																																																																																								
S59	8.7																																																																																								
S60	8.2																																																																																								
S61	8.1																																																																																								
S62	8.5																																																																																								
S63	7.4																																																																																								
H1	7.2																																																																																								
H2	6.8																																																																																								
H3	7.6																																																																																								
H4	7.4																																																																																								
H5	8.2																																																																																								
H6	8.5																																																																																								
H7	8.4																																																																																								
H8	8.3																																																																																								
H9	8.4																																																																																								
H10	7.9																																																																																								
H11	7.7																																																																																								
H12	8.1																																																																																								
H13	7.5																																																																																								
H14	7.5																																																																																								
H15	7.5																																																																																								
H16	7.6																																																																																								
H17	7.9																																																																																								
H18	8.0																																																																																								
H19	8.2																																																																																								
H20	8.2																																																																																								
H21	9.5																																																																																								
H22	8.7																																																																																								
H23	8.2																																																																																								
H24	7.8																																																																																								
N P型（窒素及びりん除去型） 処理槽	補助額：1,099千円／基（5人槽：転換の場合） (負担割合 国176, 県747, 市町村176) 補助額：987千円／基（5人槽：新築の場合） (負担割合 国176, 県635, 市町村176)																																																																																								
N型（窒素除去型）処理槽	補助額：645千円／基（5人槽：転換の場合） (負担割合 国148, 県349, 市町村148) 補助額：533千円／基（5人槽：新築の場合） (負担割合 国148, 県237, 市町村148)																																																																																								

	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率 $9/10 \times$ 交付率（市町村の財政力指数に基づき設定）
(3) 単独処理浄化槽の撤去補助	<p>単独処理浄化槽を撤去して合併処理浄化槽に転換する場合に、単独処理浄化槽の撤去費用について、市町村に対して補助</p> <p>補助額：基準額(9万円) × 補助率(10/10) × 交付率（市町村の財政力指数に基づき設定）</p>
(4) 配管費補助	<p>市町村設置型により、単独処理浄化槽を撤去して高度処理型浄化槽（N P型）に転換する場合に、配管工事費用について、市町村に対して補助</p> <p>補助額：基準額（6万円）×交付率（市町村の財政力指数に基づき設定）</p>
<地域別の考え方>	
○霞ヶ浦流域	<p>北浦沿岸市町村（4市）：N P型（窒素及びりん除去型）浄化槽のみ補助対象とする。</p> <p>北浦沿岸以外（18市町村）：N P型浄化槽、N型（窒素除去型）浄化槽を補助対象とする。</p>
○涸沼、牛久沼流域	<p>N P型浄化槽、N型浄化槽を補助対象とする。</p>
○窒素・りん排水規制湖沼の流域	<p>通常型浄化槽を補助対象とする。ただし、高度処理型浄化槽の設置促進が市町村計画等に位置づけられている場合は、高度処理型（N P型、N型）浄化槽も補助可能とする。</p>
○その他	<p>通常型浄化槽を補助対象とする。</p>
	<p>※ 単独処理浄化槽を撤去して、合併処理浄化槽に転換する場合には、県内全域において単独処理浄化槽の撤去費を補助する。</p>

●湖沼水質浄化下水道接続支援事業（下水道課）

霞ヶ浦・涸沼・牛久沼の水質を改善するため、下水道への接続補助を行う市町村に助成し、県民の負担軽減及び接続率の向上を図る。

対象：霞ヶ浦・涸沼・牛久沼流域内で、供用開始後3年以内の接続
補助額：2万円／戸を限度（市町村が交付する額の1/2を限度）
※財政力指数が1.0以上の市町村は、交付率90%

●農業集落排水施設接続支援事業（農村環境課）

霞ヶ浦・涸沼・牛久沼の水質保全のため、農業集落排水施設への接続補助を行う市町村に助成し、県民の負担軽減及び接続率の向上を図る。

対象：霞ヶ浦、涸沼、牛久沼流域内で、供用開始後3年以内の接続
補助額：市町村が交付する額の1/2を限度（2万円／戸を限度）
※財政力指数が1.0以上の市町村は、交付率90%

●排水処理施設りん除去支援事業（環境対策課）

農業集落排水施設の処理工程にりん除去薬剤（凝集剤）を追加添加することにより、排出水から更なるりん除去を図る。

そのための薬剤追加添加等に係る費用に対して市町村へ補助を行う。

対象：霞ヶ浦に排水する60農業集落排水施設のうち、重点的に水質改善を図るべき35施設
補助率：10／10

●霞ヶ浦・北浦点源負荷削減対策事業（環境対策課）

霞ヶ浦水質保全条例等により、全ての特定汚染源（点源）排出施設に対して排水の適正処理を義務づけ、霞ヶ浦に流入する汚濁負荷の一層の削減を図る。

(1) 霞ヶ浦・北浦水質保全施設資金融資対策事業
①高度処理型浄化槽（個人設置型）及び下水道等への接続に係る融資・利子補給

-
- ②小規模事業所の排水処理施設の整備に係る融資・利子補給
 - ③畜産業に係る汚水処理施設の整備に係る融資・利子補給
 - (2) 霞ヶ浦・北浦水質保全相談指導事業
　　水質保全相談指導員の設置（10名）による相談・監視体制の整備
 - (3) 霞ヶ浦水質保全条例推進事業
　　改正条例の普及・啓発

●畜産環境保全対策の推進（畜産課）【再掲 P. 96 参照】

●畜産排水処理対策モデル事業（環境対策課）

- （平成24年度で事業終了、効果検証は平成26年度も継続）
畜舎排水の中から、りん等を除去回収する技術について検討する。
・簡易高度処理施設（MAP反応槽）による窒素、りんの除去、効果検証

●農業排水再生プロジェクト事業（農村計画課、環境対策課）

霞ヶ浦の水質浄化を推進するため、霞ヶ浦から直接または流域内の河川等から取水している土地改良施設を活用し、農業排水を農業用水として循環させ、霞ヶ浦への排水流出を抑える「循環かんがいシステム」を構築する。さらに、霞ヶ浦環境科学センターにおいて、この対策による水質浄化効果の検証を実施する。

●霞ヶ浦環境科学センター事業（環境対策課）

霞ヶ浦をはじめとする県内の湖沼・河川の水質保全や、大気環境などの環境保全に取り組むため、市民、研究者、企業、行政の四者によるパートナーシップのもと、調査研究や環境学習、市民活動への支援等を行う。

(1) 調査研究の推進

- ①霞ヶ浦等調査研究計画に基づく課題解決型の調査研究
 - ・霞ヶ浦における植物プランクトンの増殖抑制対策のための研究
 - ・北浦における蓄積窒素に関する研究
 - ・農業排水循環かんがいシステムによる負荷削減量調査 等

②関係研究機関との連携の促進

- ・研究シンポジウム、セミナーの開催
- ・客員研究員の委嘱
- ・大学、研究機関との共同研究の推進

(2) 環境学習の推進

- ・自然観察会・野外講座等の学習や研究室・展示室を活用した学習の実施
- ・夏期（海の日～9月1日の「霞ヶ浦水質浄化強調月間」）に、センター夏まつり等水質浄化に係る啓発事業を重点的に実施
- ・霞ヶ浦流入河川の上流から下流に至る地域が一体となって水質浄化に取り組めるよう、霞ヶ浦問題協議会が中心となり意識啓発と水質浄化運動を実施

(3) 市民活動との連携・支援の推進

- ・湖沼や河川の浄化活動や環境学習等を行う市民団体に対し、活動機材の無料貸し出しや活動費を助成
- ・パートナー（ボランティア）、サポーター（友の会）による事業運営参加
- ・交流サロンの市民団体による運営

(4) 情報発信機能の充実

- ・センター開設10周年に向け、展示室の改修等を行う。
- ・ホームページの充実
- ・所蔵図書データの電子化等データベースの充実
- ・文献資料室の図書閲覧、貸出

●霞ヶ浦環境体験学習推進事業（環境対策課）

次代を担う子供たちの水質浄化意識の醸成を図るため、県内の小中学生を主な対象として霞ヶ浦における湖上体験スクールを実施する。

内 容：船による湖上体験学習と霞ヶ浦周辺の環境関連施設の見学

平成 26 年度募集人数：9,600 人

●世界湖沼会議参加事業（環境対策課）

第 15 回世界湖沼会議（イタリア・ペルージャ開催）における「いばらき霞ヶ浦賞」の授与及び参加者支援を行う。

●霞ヶ浦の環境創造（地域計画課）

本県のかけがえのない財産である霞ヶ浦の清らかな水を再生し、豊かな自然と美しい景観に親しめる水辺環境づくりを進めるため「霞ヶ浦環境創造ビジョン」を踏まえ、住民、研究者、企業等の参画のもと、関係機関が一体となって事業の展開を図る。

○霞ヶ浦環境創造事業推進計画第 4 次アクションプランの推進

霞ヶ浦環境創造ビジョンの一層の推進のため、国、県、市町村及び企業、民間団体等で構成する霞ヶ浦環境創造事業推進協議会において、多様な主体の連携強化のもと、霞ヶ浦環境創造事業推進計画アクションプランの推進を図る。

<アクションプランの重点戦略>

- ①霞ヶ浦の魅力・発信力強化プロジェクト
- ②霞ヶ浦の連携強化プロジェクト
- ③快適な水辺環境づくりプロジェクト

●霞ヶ浦直接浄化対策検証事業（環境対策課）

土浦港内に霞ヶ浦浄化実証施設を設置し、りん等の削減を図り、水質改善状況や浄化コスト等の検証、新たな浄化技術の研究を進める。

●霞ヶ浦・北浦アオコ対策事業（環境対策課）

アオコの発生抑制及び悪臭被害の防止対策を強化し、関係機関と連携したアオコ対策を行う。

対策：アオコ監視パトロール、アオコ発生抑制（土浦市新川にアオコ抑制装置を設置・運転し、アオコによる悪臭被害防止を図る）、アオコ回収等

●千波湖アオコ対策事業（環境対策課）

新たに千波湖において景観保全及び悪臭被害防止を目的としたアオコ対策を実施する。

対策：アオコの発生抑制、アオコの攪拌等

●公募型新たな水質浄化空間創出事業（環境対策課）

りん等の削減に効果的な水質浄化技術を公募し、水路・小河川等で実証試験を行う。

●霞ヶ浦流入河川浄化対策の推進（河川課）

霞ヶ浦に流入する河川において、多自然川づくりなど、河川の水質浄化対策を積極的に推進する。

- ・桜川（つくば市）等

④林業の再生と
健全な森林の
育成

●緑の循環システムの整備（林政課、林業課）【再掲 P. 106 参照】

●造林・間伐等の推進による機能豊かな森林の育成（林政課、林業課）【再掲 P. 106 参照】

●海岸防災林の再生（林業課）【再掲 P. 106 参照】

⑤身近な地域環境の保全と自然環境の保全・活用

●緑化の推進（林政課）

県民が自然に親しみつつ、休養し、自然に関する学習の場として整備した茨城県民の森等（県植物園、きのこ博士館等）、奥久慈憩いの森及び水郷県民の森の自然観察施設の適正な管理・運営に努める。

また、県民生活に身近な平地林や里山林における、地域の整備目的に沿った森林（もり）づくりに対する支援を行うほか、県民参加の森林（もり）づくり運動の推進や緑化意識の高揚を図るため、森林ボランティア・森林（もり）づくり地域リーダーの養成や縁の少年団の育成を行う。

さらに、森林の働きや重要性などの普及啓発を行うほか、森林（もり）づくりや森林環境学習等の活動を行う団体に対する助成を行う。

●大気環境の保全（環境対策課）

大気汚染監視体制を充実し、光化学スモッグ等の緊急時の発令や微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起を行うことにより健康被害の未然防止を図るほか、環境基準の維持達成に向けて、工場・事業場に対してばい煙等に係る排出基準の遵守を指導する。

また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については、大気環境の監視を行うとともに、使用・製造する工場・事業場に対して排出抑制対策を指導する。

アスベストについては、大気環境調査を実施するとともに、アスベスト使用建築物等の解体現場への立入検査を行い、飛散防止措置の徹底を図る。

酸性雨や微小粒子状物質（PM2.5）については、成分分析等実態調査を行うとともに、それれ全国または関東甲信静各都県市と協同して広域的調査を行い、汚染機構等の解明に努める。

大気汚染状況の常時監視	39測定局において大気汚染物質による汚染状況を常時監視
ばい煙発生施設等に対する規制	大気汚染防止法及び茨城県生活環境の保全等に関する条例に基づく工場・事業場の立入検査
アスベスト飛散防止対策の推進	大気汚染防止法に基づく立入検査・飛散防止措置の徹底、一般大気中の濃度測定
光化学スモッグ対策の推進	光化学スモッグ緊急時の発令及び発令時のばい煙排出量の削減要請
有害大気汚染物質対策の推進	ベンゼン等有害大気汚染物質の監視及び工場・事業場への排出抑制指導

●騒音、振動及び悪臭対策（環境対策課）

騒音、振動及び悪臭による公害を防止するため、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づき、規制地域の指定拡大を推進するとともに、工場・事業場に対する規制基準の遵守の徹底を図る。

また、航空機、新幹線及び高速自動車道による騒音等については、実態調査を行い環境基準の達成状況を把握するとともに、関係機関に対して改善を要請する。

さらに、自動車騒音の状況を把握するため、道路周辺における自動車騒音の常時監視を行う。

悪臭発生源対策の推進	悪臭発生源となっている工場・事業場における悪臭物質等測定、悪臭防止対策の指導
航空機騒音対策の推進	成田国際空港、百里飛行場及び霞ヶ浦飛行場周辺の航空機騒音の実態調査及び関係機関への改善要請
新幹線騒音・振動対策の推進	東北新幹線に係る騒音・振動の実態調査及び関係機関への改善要請
自動車騒音対策の推進	幹線道路周辺における自動車騒音の常時監視

●水環境の保全（環境対策課）

河川、湖沼などの公共用水域や地下水の汚濁の状況及び環境基準の達成状況を把握するため水質の監視を行うとともに、汚濁の原因となる生活排水や工場・事業場排水の対策を推進する。

公共用水域監視観測	水質測定計画に基づく河川、湖沼、海域等の公共用水域や地下水の水質監視
涸沼及び牛久沼の水質保全対策	水質保全計画に基づく総合的、計画的な浄化対策の推進、地域一体となった浄化実践活動の促進
生活排水対策	広報啓発による生活排水対策の実践促進
工場・事業場排水対策	水質汚濁防止法、条例に基づく工場・事業場への立入検査

●土壤・地盤環境の保全（環境対策課、廃棄物対策課）

土壤環境については、土壤汚染対策法に基づき土壤汚染の状況を把握するとともに、有害物質使用事業者に対して施設の適切な管理について指導し、土壤汚染の未然防止を図る。

地盤環境については、地下水の過度の汲み上げを抑制するほか、地盤沈下の監視観測を行うなど、地下水量の確保を通じて地盤環境の保全を図る。

土壤環境の保全対策	<ul style="list-style-type: none"> 土壤汚染対策法に基づく対策の推進 条例に基づく事業者に対する有害物質使用施設の構造基準遵守や定期点検の実施など地下浸透の防止対策の推進
地盤環境の保全対策	<ul style="list-style-type: none"> 条例に基づく規制及び工業用水の利用など代替水利用の促進 「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」に基づく地盤沈下量の監視観測

●化学物質対策（環境対策課）

人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれがある有害な化学物質による環境リスクの低減に向けて、環境中の化学物質について実態調査を行うとともに、ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類の排出規制、化学物質排出把握管理促進法（PRTR 法）及び茨城県生活環境の保全等に関する条例に基づく、事業者による化学物質の適正管理の促進を行う。

環境中のダイオキシン類の監視測定	大気、公共用水域の水質及び底質、土壤、地下水のダイオキシン類の監視測定
ダイオキシン類の排出規制	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく、工場・事業場の立入検査
事業者による化学物質の適正管理の促進	<ul style="list-style-type: none"> 事業者講習会開催などによる PRTR 制度の理解普及 県化学物質適正管理指針による事業者に対する指導・助言

●平地林等の整備・保全（林政課）

県民生活に身近な平地林・里山林を適正に整備・保全し、豊かな森林環境づくりを推進する。

●自然環境の保全（環境政策課）

本県は優れた自然環境を有しているが、都市化の進展や土地利用の変化などの様々な要因により、生態系への影響が生じているところもある。また、近年の自然への関心の高まりにより、自然とのふれあいを求める人々のニーズも増加してきていることから、快適な利用環境の整備等、自然環境の保全対策を総合的に推進する。

さらに、生物多様性地域戦略を策定し、生物の多様性の保全と持続可能な利用の重要性について県民理解の向上と多様な主体の参画を推進する。

(1) 自然公園対策事業

本県の優れた自然の風景地を保護するため指定した9つの県立自然公園と水郷筑波国定公園の適正な保護を図り、自然に親しむための利用施設の整備を進める。

(2) 自然環境保全地域対策事業

優れた天然林や市街地の周辺地域にある樹林地で良好な自然環境を形成している地域である、自然環境保全地域・緑地環境保全地域の保全を図る。

●野生生物の保護対策（環境政策課）

(1) 希少野生生物の保護

県内の希少野生生物の生息・生育状況を明らかにした「茨城県版レッドデータブック」を基礎資料として「茨城県希少野生動植物保護指針」に基づき、県内の希少野生動植物の

- 適切な保護対策に努める。また、新たな知見を基にレッドデータブックの見直しを行う。
- (2) 鳥獣保護対策事業
- 野生鳥獣を保護するため、鳥獣保護法に基づき鳥獣保護区等を指定するとともに、傷病鳥獣の救護、保護飼養及び自然への放鳥等を行い、鳥獣保護思想の普及啓発を図る。
- (3) 特定鳥獣（イノシシ）の保護管理
- イノシシによる農林作物被害が問題となっているため、「茨城県イノシシ保護管理計画（第五期）」（特定鳥獣保護管理計画）に基づき個体数管理、被害防除対策等の手段を総合的に講じ、人と野生鳥獣との共存を図る。
- (4) 特定外来生物の防除
- アライグマについては、防除実施計画に基づき、市町村等と連携して防除を進める。また、特定外来生物に対する、通報連絡体制の確立や防除体制を構築し、早期発見早期駆除を図る。
- (5) 潤沼のラムサール条約登録の推進
- 本県の豊かな自然環境を国内外にアピールするとともに、本県のイメージアップと地域振興につなげることができることから、潜在候補地である潤沼のラムサール条約への登録を推進する。

●水辺環境の保全と活用（河川課）

(1) 水辺環境の整備

水際線を軸とした潤いとやすらぎのある生活環境づくりを目指して、親水性や自然環境を活かした河川の整備を推進する。

○水辺空間づくり河川整備事業

対象河川：潤沼（茨城町）等

(2) かわまちづくり・ふるさとの川整備事業

河川本来の自然環境の保全・創出や周辺の景観との調和を図りつつ、市町村等が行う公園整備や土地区画整理事業等のまちづくりと一体となった河川整備を行うことにより、景観面や利用の面でもまちづくりと調和のとれた水辺空間の創出を図る。

河川名	全体計画延長	特色
桜川（水戸市）	L= 4.2km	水の都水戸のシンボルゾーンとしての川づくり
潤沼川（笠間市）	L= 1.3km	土地区画整理事業と一緒に親水性の高い川づくり
飯沼川（常総市、坂東市）	L= 5.2km	菅生沼の生態系に配慮した川づくり
前川（潮来市）	L= 3.1km	水郷潮来の歴史と文化を映す川づくり
久慈川（常陸大宮市）	L= 0.3km	道の駅と良好な水辺環境が連携した川づくり
桜川（土浦市）	L= 4.2km	霞ヶ浦を活かした広域観光拠点としての川づくり

(3) 流域貯留浸透事業

つくばエクスプレス沿線の土地区画整理事業区域に、貯留・浸透施設を設置し、開発に伴い増大する河川への流出抑制を図るとともに、河川の水辺環境や水利用などに必要な水量が安定的に供給されるよう水環境を保全する。

・河川名：谷田川（つくば市）

・対象地区名：葛城、萱丸、島名・福田坪、上河原崎・中西の4地区

(4) 人にやさしい良好な生活環境づくり

①やさしさが感じられるまちづくり	<p>●都市計画の推進（都市計画課、建築指導課）</p> <p>(1) 都市計画区域マスターPLANと線引きの見直し 少子高齢社会の到来や社会経済情勢の変化を踏まえ、地域特性を活かした個性豊かな都市づくりを実現するため、定期的に都市計画区域マスターPLANと線引き（市街化区域と市街化調整区域との区分）の見直しを進める。</p> <p>(2) 市街化調整区域における土地利用制度の活用</p> <p>①地区計画 市町村が計画的・効率的なまちづくりを推進するため、住宅や地域のコミュニティの維持のために必要な利便施設等の誘導が可能となる地区計画制度の活用を促進する。</p> <p>②区域指定 本制度は、市町村長の申し出により知事が指定（特例市、事務処理市にあたっては市長が指定）した区域内であれば、誰でも住宅等の建築が可能となる制度であり、市町村独自のまちづくりが期待されることから、活用の推進を図る。</p>							
	<p>●都市基盤の整備（都市整備課、建築指導課）</p> <p>(1) 土地区画整理事業 既成市街地における都市機能の更新や、新市街地における住宅地等の供給及び都市近郊集落の生活環境整備を図るため、土地区画整理事業を促進する。</p>							
<本県における土地区画整理事業の施行状況> (H26. 4. 1 現在)								
施行区分（事業主体）		箇所数	面積(ha)	完了・換地処分済		施工中		
個人	・ 共同			箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	
個人	・ 共同	16	93.8	16	93.8	-	-	
土地区画整理組合		175	3,219.7	167	2,940.8	8	278.9	
公共 団 体		99	4,802.4	71	2,998.9	28	1,803.5	
行政 庁		22	1,860.6	22	1,860.6	-	-	
都 市 再 生 機 構		28	3,983.0	24	2,936.0	4	1,047.0	
計		340	13,959.5	300	10,830.1	40	3,129.4	
(2) 市街地再開発事業 都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を促進する。								
<本県における施行中の市街地再開発事業> (H26. 4. 1 現在)								
施行地区名	事業主体	面積(ha)	施行年度	総事業費(億円)	施設建築物整備	公共施設整備	進捗状況	所管
土浦駅前北 (土浦市)	市	約 0.8	H19～H26	約 67	1棟 地上6階 延床約 16,700 m ²	都市計画道路 図書館	基本計画策定	都市局
●都市景観の形成（都市計画課、建築指導課）								
<p>潤いと豊かさを享受できる快適な都市環境づくりを進めるため、景観形成条例や屋外広告物条例に基づく施策を推進するとともに、良好な景観形成への取組について県民へのPR等を実施する。</p> <p>(1) 都市景観形成推進事業 ・大規模行為届出審査及び同審査に係る市（権限移譲市に限る）への助言</p> <p>(2) 屋外広告物適正表示の推進 ・屋外広告物適正表示推進月間及び屋外広告物美化強調月間のキャンペーンの実施</p>								

・住民参加の違反広告物除却活動への支援

●都市公園の整備（公園街路課）

増大する県民のレクリエーション、スポーツ需要に応えるため、また、都市環境保全と新たな地域振興施策として地域の特性を生かした広域公園等の整備のほか、防災機能強化公園においては防災機能の強化を進める。

事業団体	公園名	所在地	全体計画面積ha	事業計画		計画期間	事業内容	進捗状況
				面積ha	事業費億円			
県	国営ひたち海浜公園	ひたちなか市	350.0	350.0	約450	S58～	首都圏の広域レクリエーション需要に応える大規模公園として整備する	開園面積 191.9ha
	偕楽園公園	水戸市	63.8	63.8	約174	S43～	本県を代表する観光拠点として、魅力・利便性をより一層向上させる整備を進めるほか、防災機能の強化を図る	開園面積 58.0ha
	笠間芸術の森公園	笠間市	54.6	54.6	約165	S56～	伝統芸能と新しい造形美術をテーマとし、芸術文化の香り高い公園を整備するほか、防災機能の強化を図る	開園面積 35.9ha
	大洗公園	大洗町	46.7	46.7	—	H22～	安全安心な公園にするため老朽化した施設等の改築・更新を実施する	開園面積 44.4ha
	千波公園	水戸市	6.4	6.4	—	H22～	安全安心な公園にするため老朽化した施設等の改築・更新を実施する	開園面積 6.4ha
	茨城空港公園	小美玉市	19.3	19.3	約30	H18～	首都圏の北の玄関口である茨城空港のエンタスエリアであるとともに、災害時には広域防災拠点となる公園として整備する	開園面積 5.5ha
	大子広域公園	大子町	61.0	60.4	—	H22～	安全安心な公園にするため老朽化した施設等の改築・更新を実施するほか、防災機能の強化を図る	開園面積 60.44ha
	港公園	神栖市	7.5	7.5	—	H22～	安全安心な公園にするため老朽化した施設等の改築・更新を実施する	開園面積 7.5ha
	鹿島灘海浜公園	鉾田市	76.2	27.0	約52	S58～	豊かな自然を活かし、健康増進やレクリエーション活動の広域的な拠点となる公園を整備するほか、防災機能の強化を図る	開園面積 19.8ha
	北浦川緑地	取手市	12.5	12.5	約42	H2～	良好な水辺自然環境の保全を活かし、スポーツレクリエーションなどにも活用できる緑のオープンスペースとなる緑地を整備するほか、防災機能の強化を図る	開園面積 5.5ha
	洞峰公園	つくば市	20.0	20.0	—	H22～	安全安心な公園にするため老朽化した施設等の改築・更新を実施するほか、防災機能の強化を図る	開園面積 20.0ha
	霞ヶ浦総合公園	土浦市	10.3	10.3	—	H22～	安全安心な公園にするため老朽化した施設等の改築・更新を実施する	開園面積 10.3ha
	県西総合公園	筑西市	55.8	24.8	—	H22～	安全安心な公園にするため老朽化した施設等の改築・更新を実施する	開園面積 24.8ha
	砂沼広域公園	下妻市	80.1	80.1	—	H20～	豊かな水辺環境を活かし、県西地域のスポーツレクリエーション利用の核となる公園として整備するほか、防災機能の強化を図る	開園面積 25.56ha

※H26年度に整備等を行う公園のみ掲載

●やさしさのまち「桜の郷」整備事業（長寿福祉課）

高齢者をはじめすべての人々が、安心し、健康で生きがいを持って豊かな生活が送れるよう、医療・福祉等の機能を備えユニバーサルデザインに配慮した「人にやさしいまちづくり」のモデルとして整備する。

「桜の郷」の基本理念

整備地	東茨城郡茨城町桜の郷
整備面積	約 57ha
整備施設	水戸医療センター、福祉施設、保育所、県営住宅等
経過	H13 造成開始、H16 水戸医療センター開院、福祉施設開所、H20 保育所開所、H24 福祉施設開所



●住民参加のまちづくりの推進（都市計画課）

住民のまちづくりに対する意識を高めることにより、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりの推進を図る。

- ・まちづくりシンポジウムの開催
- ・まちづくりグリーンリボン賞及びまちづくりグッドサイン賞の表彰

●都市緑化の推進（公園街路課）

緑豊かな潤いのある生活環境を確保するためには、都市公園などの公的な緑地の整備を積極的に進めるとともに、民有地の緑化を促進することが不可欠である。

そのため、緑の保全、創出、活用に関する県民の意識を高め、行政と住民等の適切な役割分担のもとに相互に連携・協力し、緑化を推進する必要がある。

県ではこれらの施策が円滑に総合的に推進されるよう以下の事業を展開する。

- ・春季（5月）・秋季（10月）いばらき都市緑化フェスティバルの実施
- ・都市緑化推進委員会の開催
- ・茨城県都市緑化功労者の表彰
- ・緑化団体の活動支援

●ゆとりある住まいの整備（住宅課）

豊かさを実感できるゆとりある住まいづくりを実現するため、県民の住生活の質の向上を目指した住宅政策を積極的に推進する。

(1) 公的賃貸住宅の供給

既存ストックの長寿命化工事などを計画的に進め、住宅に困窮する低額所得者層を対象に、良好な居住環境を備えた公営住宅を供給する。

建替	桜川アパート（水戸市）など過年度着工分を含め68戸
住戸改善	金沢アパート（日立市）既存の1棟16戸を1棟12戸へ全面的にリフォーム
長寿命化型改善	鹿島アパート（鹿嶋市）など470戸の外壁改修や屋上防水などを実施

(2) 住宅供給体制の充実

地域に適した良質な木造住宅の円滑な供給を図るため、大工・工務店等の地域住宅産業の活性化を支援する。

(3) 総合的な住宅情報の提供

県民が安心して住まいづくりに取り組めるよう、茨城住まいの情報館やHP等で住宅取得に関する様々な情報をわかりやすく提供する。また、住まいに関する相談・支援体制の充実を図る。

②地域コミュニティの活性化と多文化共生のまちづくり

●地域コミュニティの活性化の推進（生活文化課県民運動推進室）

コミュニティ団体同士の協働とネットワーク化の推進により地域活動団体の自立的な活動を後押しし、地域の課題解決等を通じて新たな公共サービスの担い手を育成する。

●「大好きいばらき県民運動」の推進（生活文化課県民運動推進室）

「大好きいばらき県民会議」と連携し、市町村単位の活動推進組織の設立促進や県民運動地域推進員（ネットワーカー）の増員などにより、県民運動の一層の定着化と地域社会活動の活発化を図る。

〈大好きいばらき県民会議〉

設立：平成7年9月4日

所在：水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎2階

（TEL）029-224-8120 (FAX) 029-233-0030

内容：県民、団体、企業、行政が一体となって、やさしさとふれあいのある茨城づくりを推進する組織。

(H26. 3. 31 現在)

項目	総数
市町村県民運動推進組織	8 組織 (8 市町村)
ネットワーカー等連絡協議会	41 団体 (39 市町村)
ネットワーカー数	1, 154 人

●NPOと行政との協働の推進（生活文化課県民運動推進室）

NPO や地縁型団体の活動情報等を提供し、ボランティア活動などに対する県民の関心を高め、地域社会活動への参加を促進する。

(1) NPO と行政との協働を促進するための環境整備

- ・「茨城県協働推進マニュアル～協働ハンドブック～」の活用
- ・NPO と行政との協議の場づくり（地域円卓会議）
- ・NPO 運営セミナー
- ・NPO フォーラム 等

【NPO 法人の設立認証法人累数】

(H26. 3. 31 現在)

H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
196	262	307	387	431	462	496	552	593	696	731

(2) 交流サルーンいばらきの管理運営

(NPO 向け交流講座の開催、印刷機器や会議室等の提供等)

【交流サルーンいばらき利用者数（人）】

(H26. 3. 31 現在)

H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
10, 544	11, 068	11, 131	11, 319	10, 088	10, 628	10, 703	9, 333	7, 543	2, 273	9, 220

※三の丸庁舎工事のため、H23. 12. 1～H24. 12. 11 の間は交流サルーン休館

●共助社会づくりの推進（生活文化課県民運動推進室）

行政課題の高度化、多様化が進み、行政単独では十分に対応できない場合も生じてきていることから、NPO 等の専門的なノウハウを活用しながら、きめ細かく公共的なサービスを提供する共助社会づくりを進める。

- ・新しい公共推進指針の活用
- ・NPO と行政との協議の場づくり（地域円卓会議）
- ・NPO 運営セミナー
- ・NPO フォーラム

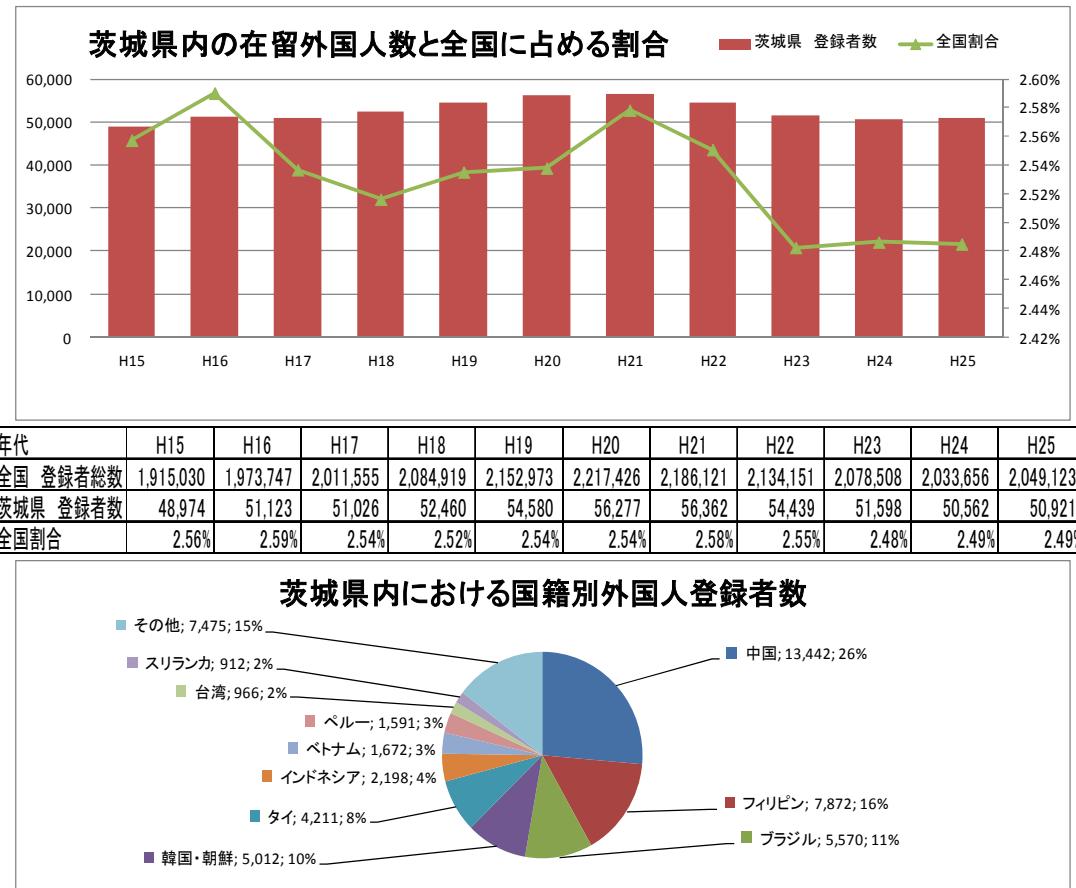
●多文化共生社会づくりの推進（国際課）

○多文化共生社会推進事業

在住外国人が地域社会の一員として活躍できる多文化共生社会を推進するため、生活習慣、文化等について相互理解を図り、活力ある地域社会を目指す。

- ・外国人子ども支援拡充事業
- ・在住外国人防災協力者育成事業
- ・市町村等外国人相談担当者研修会

(人・%) (平成 25 年 12 月末現在)



③生活交通環境の充実

●地域交通対策の推進（企画課）

公共交通の維持確保を図るため、茨城県公共交通活性化指針に基づき設置した茨城県公共交通活性化会議を通じて、利便性向上と利用促進に取り組む。

- ・県内一斉ノーマイカーデーの実施やエコ通勤の推進
- ・住民等が実施する公共交通利用促進活動への助成
- ・公共交通研究会の開催 など

●地域鉄道への支援（企画課）

地域住民にとって重要な公共交通機関である地域鉄道を支援するため、中小鉄道事業者の安全性向上に資する設備の整備等に対し助成を行う。

- ・補助対象事業 生活交通ネットワーク計画等に基づき実施される安全性向上等に係る事業
- ・補助対象路線 真岡鐵道真岡線、関東鉄道常総線・竜ヶ崎線、鹿島臨海鉄道大洗鹿島線、ひたちなか海浜鉄道湊線

●地方バス路線への支援（企画課）

地域にとって必要なバス路線の維持を図るため、広域的・幹線的な路線に対し、運行経費の助成を行う。

- ・補助対象事業者 県内全域の乗合バス事業者
- ・補助対象路線 生活交通ネットワーク計画等に基づき運行される広域的・幹線的路線（複数市町村にまたがるもの、1日当たり運行回数3回以上など）

●生活交通の支援（企画課）

県北山間地域における生活交通の確保を図るため、廃止代替バスなどの運行や車両購入に対し、助成を行う。

- ・補助対象市町村 廃止されたバス路線を代替運行する県北山間地域の9市町

- ・補助対象事業 代替バスや乗合タクシーなどによる廃止バス路線の代替運行、ジャンボタクシーの購入

●ノンステップバスの導入支援（企画課）

子供や妊婦、高齢者等の移動の利便性や安全性の向上を図るためノンステップバスを導入する事業者に対し、助成を行う。

- ・補助対象事業者 路線バス事業者、路線バス貸与事業者
 - ・補助対象経費 生活交通ネットワーク計画等に基づき導入されるノンステップバス車両購入費（車両本体、車載機器類）
- ※ 平成 24 年度からは中古車両も補助対象とした

●安全で快適な交通環境の整備（道路維持課、公園街路課）

(1) 交通安全施設等整備事業

交通事故による死亡者の増加を抑制し、子どもや高齢者等も安心して生活できる環境を形成するため、歩道等の交通安全施設を整備する。

(2) 電線共同溝整備事業

電線類を地中化することにより、都市景観や防災性の向上、歩道空間のバリアフリー化、良好な住環境の形成、歴史的な街並みの保全等を図る。

(3) 道路ボランティアサポート事業

公共施設を県民共有の財産としてとらえた多様な維持管理方策の一つとして、地域の住民団体等と行政が協働して道路の清掃美化活動を行う。

●生活を支える道路の整備（道路建設課）

合併市町村幹線道路緊急整備支援事業

新市町の一体性の確立や均衡ある発展に必要な市町村幹線道路の整備を支援する。

①対象市町 合併特例債の適用を受けられる合併市町

②補助期間 平成 16 ~ 26 年度（特例法経過措置団体：平成 17 ~ 27 年度）

③対象事業 合併特例債を活用し広域的な交通ネットワークを形成する全体事業費が概ね 5 億円以上の道路整備事業

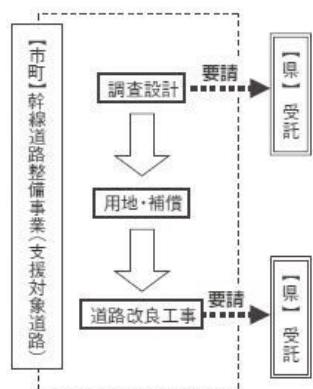
支援対象道路：19 市町 42 路線

④事業内容

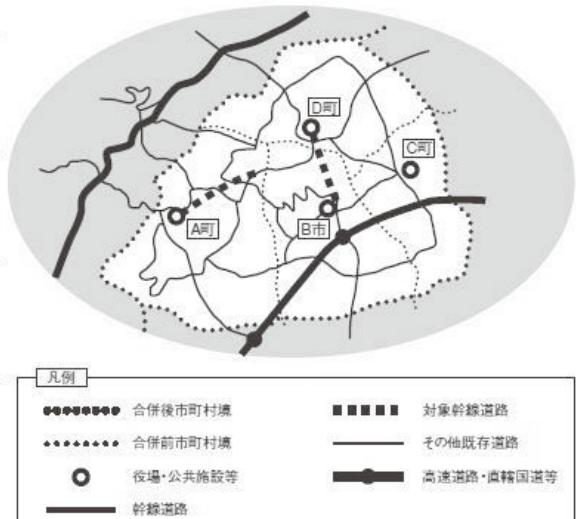
- ・市町自己負担額の 7 割を後年度（元利償還時）に補助

・市町からの要請に応じて、調査・設計及び工事等の業務について県が受託

事業の流れ



対象路線（箇所）イメージ



●街路の整備（公園街路課）

都市における円滑な交通を確保するとともに、豊かな公共空間を備えた良好な市街地の形成を図るため、街路の整備を推進する。

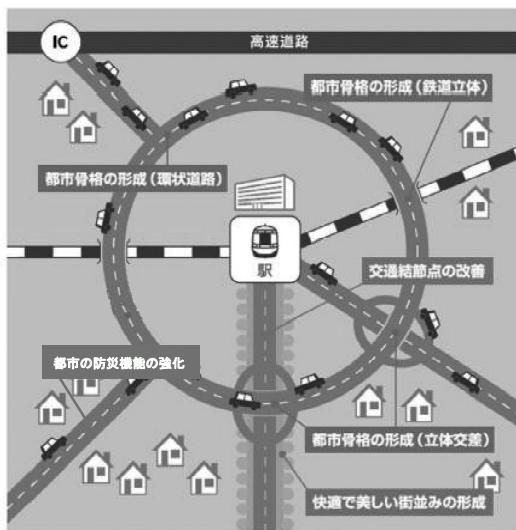
(1) 都市骨格の形成

・広域的な幹線道路

中大野中河内線(水戸市酒門町), 菅谷飯田線(那珂市菅谷), 萱丸東西線(つくば市西栗山)など

・主要交差点や鉄道の立体交差化

水戸駅平須線(水戸市常磐町), 上新町環状線(取手市桑原), 鮎川停車場線(日立市鮎川町)など



(2) 交通結節点の改善（まちづくりの核となる駅前道路等の整備）

赤塚駅北線（水戸市赤塚）, 石下駅中沼線（常総市新石下）など

(3) 快適で美しい街並みの形成（幅広の歩道, 電線類の地中化）

本町釈迦町線（ひたちなか市釈迦町）, 辺田本町線（坂東市岩井）など

(4) 都市の防災機能強化（津波避難路, 緊急輸送道路等）

駅前海岸線（大洗町港中央）, 宮中佐田線（鹿嶋市宮中）

④生活衛生環境

の充実

●水資源開発事業の推進（水・土地計画課）

霞ヶ浦導水事業、八ッ場ダム建設事業及び思川開発事業の水資源開発事業を進め、水の安定的な確保に努める。

(1) 霞ヶ浦導水事業

①事業概要

事業主体	国土交通省
事 業 費	約 1,900 億円
工 期	昭和 51 年度～平成 27 年度（予定）

②事業効果

利 水	新規都市用水の開発（全体 9.2 m ³ /秒 うち本県分 5.2 m ³ /秒）
治 水	霞ヶ浦・桜川（千波湖）の水質浄化、流水の正常な機能の維持

(2) 八ッ場ダム建設事業

①事業概要

事業主体	国土交通省
事 業 費	約 4,600 億円
工 期	昭和 42 年度～平成 31 年度（予定）

②事業効果

利 水	新規都市用水の開発（全体 22.209 m ³ /秒 うち本県分 1.09 m ³ /秒）、発電
治 水	利根川の洪水調節、流水の正常な機能の維持

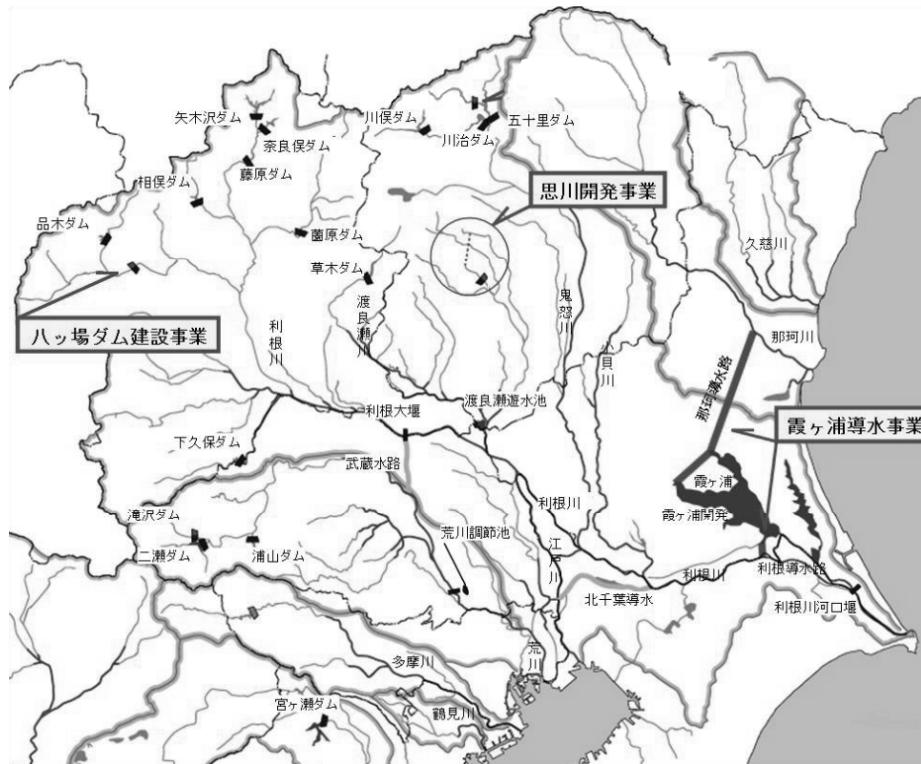
(3) 思川開発事業

①事業概要

事業主体	（独）水資源機構
事 業 費	約 1,850 億円
工 期	昭和 44 年度～平成 27 年度（予定）

②事業効果

利 水	新規都市用水の開発（全体 2.984 m ³ /秒 うち古河市・五霞町分 0.686 m ³ /秒）
治 水	思川・利根川の洪水調節、流水の正常な機能の維持



●緒川ダム中止関連対策事業の推進（河川課）

緒川ダム関連地域の生活環境基盤の整備及び地域振興を図るため、緒川ダム中止関連対策実施計画に基づいた次の事項について実施する。

事　項	事業期間	備　考
県道の整備	平成 12～27 年度	県事業
河川の整備	平成 12～27 年度	〃

●上水道の整備（生活衛生課、企業局業務課）

県民に安全で安心できる良質な水道水を安定的に供給するため「各広域的水道整備計画」に基づき水道用水供給事業を実施し、広域的な供給体制の整備を推進する。

広域水道用水供給事業概要

名　称	県南広域水道 用水供給事業	鹿行広域水道 用水供給事業	県西広域水道 用水供給事業	県中央広域水道 用水供給事業	合　計
給水対象市町村等	7市町村1企業団	5市	13市町	10市町村1企業団	33市町村2企業団 [37市町村]
1日最大給水量	(306,075 m ³) 306,075 m ³	(108,000 m ³) 108,000 m ³	(80,000 m ³) 80,000 m ³	(240,000 m ³) 78,000 m ³	(734,075 m ³) 572,075 m ³ 78%
取水河川等	霞ヶ浦・地下水・利根川	北浦・鶴川	霞ヶ浦・鬼怒川・利根川	那珂川・涸沼川	—
計画給水人口	661,500人	293,680人	570,211人	931,300人	2,456,691人
給水開始	昭和35年12月	昭和43年8月	昭和63年4月	平成4年1月	—
建設期間(改築期間)	昭和32～平成27年度 (平成16～28年度)	昭和41～平成27年度 (平成21～27年度)	昭和55～平成27年度	昭和60～平成27年度	—
平成26年度の主な事業内容等	・霞ヶ浦浄水場改築 (Ⅱ期)事業(～28年度) ・緊急連絡管整備事業 ・管路更新(耐震化) 事業等	・鶴川浄水場改築事業 (～27年度) ・管路更新(耐震化) 事業等	・緊急連絡管整備事業 ・管路更新(耐震化) 事業等	・管路更新(耐震化) 事業等	—

(注1)「1日最大給水量」は平成26年4月1日現在の施設能力 () 内は計画の施設能力

(注2)かすみがうら市、石岡市は、県西広域及び県中央広域の2事業に含まれる。

(注3)土浦市は、県南広域と県西広域の2事業に含まれる。



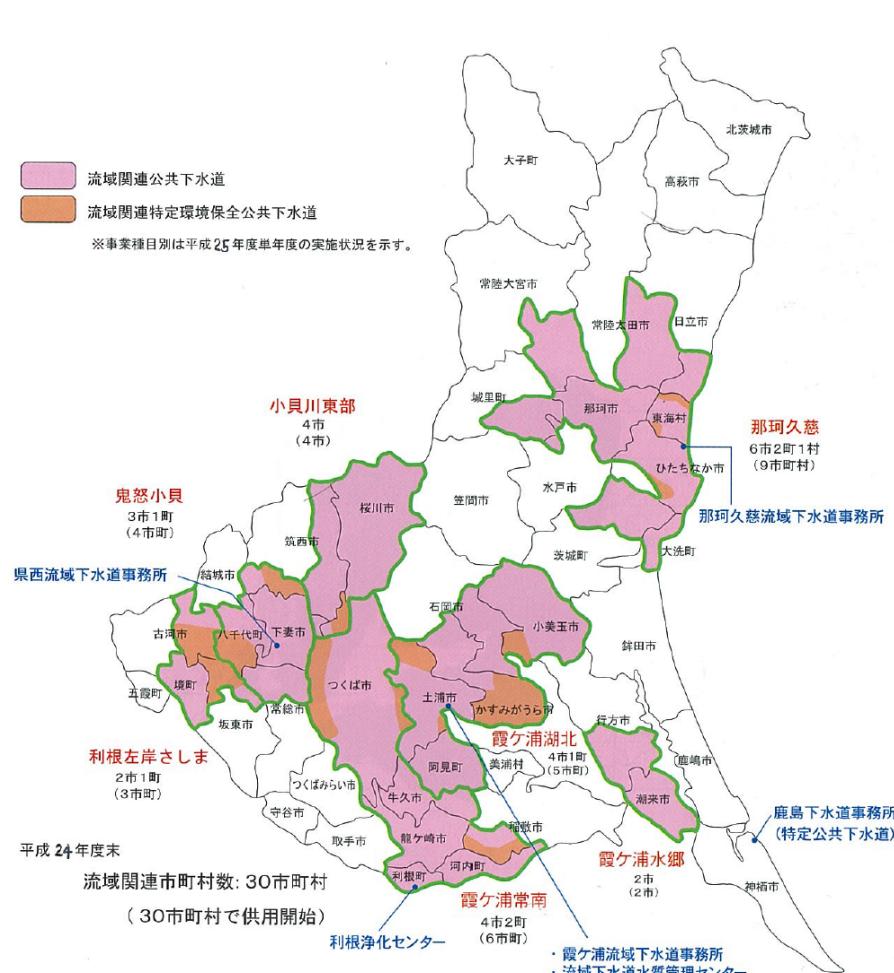
●下水道の整備（下水道課）

生活環境の改善と河川・湖沼など公共用水域の水質保全を図るために、流域下水道等の整備推進及び適正な管理運営に努める。また、公共下水道の整備を促進するため、市町村に支援を行う。

事業名	霞ヶ浦湖化施設下水道	霞ヶ浦常南施設下水道	那珂久慈施設下水道	霞ヶ浦浄化施設下水道	利根左岸さしま施設下水道	鬼怒小貝施設下水道	小貝川東部施設下水道	鹿島臨海特定公共下水道
関係市町村	土浦市、石岡市、かすみがうら市、小美玉市、阿見町	龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、稲敷市、河内町、利根町	水戸市、日立市、常陸大宮市、那珂市、大洗町、城里町、東海村	潮来市、行方市	古河市、坂東市、境町	下妻市、常総市、筑西市、八千代町	下妻市、つくば市、筑西市、桜川市 ※下妻市未供用	神栖市
計画人口	289,300人	419,488人	377,380人	28,400人	50,041人	107,050人	50,434人	81,490人
計画汚水量	164,800 m ³ /日	258,000 m ³ /日	236,200 m ³ /日	14,100 m ³ /日	28,600 m ³ /日	62,000 m ³ /日	27,000 m ³ /日	330,000 m ³ /日
処理場	霞ヶ浦浄化センター	利根浄化センター	那珂久慈浄化センター	潮来浄化センター	さしまアクアステーション	きぬアクアステーション	小貝川東部浄化センター	深芝処理場
放流先	霞ヶ浦	利根川	太平洋	常陸利根川	利根川	鬼怒川	小貝川	太平洋
事業開始年度	S48年度	S48年度	S52年度	S58年度	H2年度	H4年度	H8年度	S44年度
総事業費業	1,260億円	1,400億円	1,423億円	230億円	257億円	493億円	396億円	788億円
整備状況	・昭和54年1月処理開始 ・今まで幹線管渠は完成し、89,000 m ³ /日の水処理施設が完成	・昭和51年6月処理開始 ・今まで幹線管渠は完成し、131,250 m ³ /日の水処理施設が完成	・昭和元年4月処理開始 ・今まで幹線管渠は完成し、200,000 m ³ /日の水処理施設が完成	・昭和61年4月処理開始 ・今まで幹線管渠は完成し、9,000 m ³ /日の水処理施設が完成	・平成9年6月処理開始 ・今まで幹線管渠は完成し、8,125 m ³ /日の水処理施設が完成	・平成11年7月処理開始 ・今まで幹線管渠は完成し、7,480 m ³ /日の水処理施設が完成	・平成15年4月処理開始 ・今まで幹線管渠は完成し、165,000 m ³ /日の水処理施設が完成	・昭和45年9月処理開始 ・今まで幹線管渠は完成
H26年度 事業内容	・水処理7系備工事 ・3号焼却炉改築工事 ・送風機No.2(改築)	・中央監視制御改築工事 ・放流制御補強工事 ・二次ポンプ棟・流出渠改築工事 ・大穂・茎崎・谷田部第二ポンプ場改築工事 ・常陸太田ポンプ場自家発電機増設工事	・汚泥脱水機改築工事 ・那珂久慈沈砂池改築工事 ・那珂久慈沈砂池ポンプ場改築工事	・水処理A系6池機械・電気設備改築工事	・中央監視制御電気設備改築工事	・着水井・最初沈澱池内部防食改築工事	・自家発電設備新設工事 ・自家発電監視制御設備新設工事	・中央・遠方監視制御設備改築工事 ・No.1,2汚泥脱水機機械・電気設備改築工事

○那珂久慈ブロック広域汚泥処理事業

関連団体 水戸市、日立市、ひたちなか市、北茨城市、笠間市、茨城町、城里町、日立・高萩広域下水道組合
平成24年度末においては、処理能力200t/日の焼却炉で、約142t/日の処理を行っている。



●農村における生活排水対策の推進（農村環境課）

農業用用排水の水質保全、農業用用排水施設の機能維持と農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥または雨水を処理する施設を整備する。

事業名	地域	地区数	事業内容	備考
農業集落排水事業	一般	8 [2]	汚水処理施設 管路施設	事業主体：市町村等 農業振興地域 受益戸数 20 戸以上 人口 1,000 人程度
	霞流域	2 [0]		
	計	10 [2]		

※地区数欄 [] は機能強化地区数で内数

●動物の愛護管理対策の推進（生活衛生課）

平成 20 年 3 月に改定した茨城県動物愛護推進計画に基づき、人と動物が共生する地域社会の実現に向けて、県民一人ひとりに動物を愛護する心を育み、動物に対する正しい知識や習性を理解した飼育方法等を普及するため、愛護施策を展開する。

また、動物が人の生命、身体、財産に危害を加えたり、生活環境を害する事がないよう、適正な動物の飼養管理について、飼い主への普及啓発を推進する。

(1) 動物愛護の推進

動物愛護キャンペーン事業や、各種広報媒体の活用等によって、広く県民に対し、動物を終生に渡って適正飼養することの大切さや、不妊・去勢手術の必要性などを啓発するとともに、動物愛護推進活動の一層の強化に努め、動物愛護意識の高揚を図る。

(2) 狂犬病予防対策の促進

広報リーフレット、ポスター及び各種広報媒体を活用した県民啓発や、県、市町村及び県獣医師会との連携を強化し、市町村が行う犬の登録及び狂犬病予防注射業務の円滑な促進に努める。

●生活衛生対策の充実（生活衛生課）

県民の生活に密接に関係している生活衛生関係営業施設や特定建築物等の衛生水準の向上を図るために、生活衛生対策の充実に努める。

(1) 生活衛生関係営業の許認可・監視指導

理容所、美容所、クリーニング所における衛生措置の確認、興行場、旅館、公衆浴場に対する許可を通じて開業時の衛生確保を図るとともに、監視指導によりその衛生水準の維持向上を図る。

(2) 入浴施設におけるレジオネラ症発生防止のための衛生管理徹底の指導

旅館及び公衆浴場におけるレジオネラ症発生防止を図るため、県条例及びガイドラインに基づき衛生指導を行う。

(3) 特定建築物等に対する衛生確保のための指導

特定建築物や遊泳用プール等、不特定多数の者が利用する施設に対し立入検査を行い、衛生水準の維持向上のための指導を行う。

(4) シックハウス・居住衛生に関する相談体制の充実

衛生害虫をはじめとした様々な居住衛生に関する相談に対応する。